

1. 件名：「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング(大飯発電所第3, 4号機 設計及び工事計画(火災防護基準の改正に伴う基本設計方針等の変更))【41】」

2. 日時：令和4年6月15日(水) 17時00分～19時30分、

3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室(一部TV会議システムを利用)

4. 出席者(※・・TV会議システムによる出席)

原子力規制庁：

(新基準適合性審査チーム)

関企画調査官、鈴木主任安全審査官、西内安全審査官、
大塚安全審査官※、畠山安全審査官※、中野安全審査官※、
岩野審査チーム員

原子力規制企画課 火災対策室

齋藤火災対策室長※、山下係長※

関西電力株式会社：

原子力事業本部 原子力保全担当部長、他14名(14名のうち、10名
はTV会議システムにより出席)

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料：

- ・資料-1 大飯発電所第3, 4号機 火災感知器増設に係る設計及び工事計画
認可申請 コメント回答について
- ・資料-2 大飯発電所第3, 4号機 火災感知器増設に係る設計及び工事計画
認可申請 補足説明資料(抜粋)

以下のホームページ掲載済みの資料を使用

- ・大飯発電所第3, 4号機 火災感知器増設に係る設計及び工事計画認可申請
補足説明資料(第1048回 原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会
合資料1-2)

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:02	原子炉規制庁の岩野です。それでは、大飯発電所第 34 号機、火災感知器増設に係る設計及び工事計画認可申請についてのヒアリングを始めたいと思います。
0:00:13	それでは、まず、
0:00:15	提出していただいた資料の 2 の、
0:00:20	15 ページをお願いします。
0:00:27	こちらですね、まず、今日は大きく、
0:00:34	Cvの絵のトップのところの感知器設計、
0:00:38	について、まず確認をしたいと思います。こちらのこの比、出していただいて 15 ページの表の項目がCVの健全性感知器の感知性能であるだとか、設置の成立性ってのがずらっと並んでいるので、
0:00:52	まずこれ、Cvの設計については、これ、これについて上から順番に確認をしたいと思い
0:00:58	まず一番上のこのCVの健全性っていうところ。
0:01:02	なんですけども、
0:01:03	今回、CVの健全性とあと感知精度の確保、関西の網羅性であるだとか、感知性能っていうところはちょっと切り分けて話をされていることもあるので、
0:01:15	まずは一つ目のその熱影響というところについて、確認をしたいと思います。この熱影響のところについては、
0:01:26	資料で言うところの、
0:01:33	10 ページからのところに、熱影響についての評価が書いてあると思います。8 ポツって書いてあるところですね、格納容器のコンクリートへの熱影響の評価というこの項目がこの
0:01:45	熱影響表、CVの健全性というところに対応してると思います。
0:01:50	ここで今、まずお聞きしたいのがですね、
0:01:54	このaポツっていうところについては、
0:02:02	まず、aポツっていうところについては、FDTSを使ったす。
0:02:07	解析をしていると思うんですけど、この 1 個目のまずっていうパラグラフは、FDSって明示的に書いてあるんですけど、その後ろの次のページの、一方って書いてあるところのパラグラフ、
0:02:19	2 は、FDTSって書いてなくてこれは同じFDTSの計算なり、ちょっと笠井河西下限のその条件設定なりをやって、同じ結果と。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:30	こことを、一方と図と同じ、別々のまずのパラグラフと、一方のアルデブ ロ、KLab、どちらも同じ計算結果から、何説明しようとしているのかそ れともまた別の
0:02:42	コードなり条件を使って、
0:02:45	一本のところを説明しようとしているのかそこだけまず回答していただい てもよろしいですか。
0:02:52	関西電力、牛島でございます。ただいまご質問いただきました点につ きましては、この二つのパラグラフに分かれてはございますけれども、評 価をしているツールFDTSと、
0:03:04	いうものでもって評価をしているということ、またパラメーターも含めてで すね、同じ条件設定をしたもので、結果をですね、まずというところ で始まっているところは、熱的な観点から、
0:03:18	温度の高温ガス温度を確認した結果で、同じFDTSによる解析で、スモ ークレイヤーといいますか煙層の評価を行って、それが町歩から溜まっ てきて、降下してくるという格好の結果を確認した。
0:03:32	というところでございますいずれもFDTSの同じスプレッドシートによる 評価結果を二つに分けて、温度の観点と、煙の層の観点、
0:03:43	円でご説明したものでございます。以上です。
0:03:48	はい。規制庁の今野です。承知しました。それではこのポツのところの 下限の条件設定っていうのが、どこに書かれていてどういう条件で下限 の条件、どういう下限の条件で、
0:04:01	せ、解析シミュレーションしたのかというところを説明してもらえますか。
0:04:08	はい。下限の条件設定でございます。10 ページからFDSの評価ツールの 紹介から始まってございますけれども、
0:04:18	11 ページの頭のところでですね、火災荷重というものを数値を持ち持っ て参りまして、そこに等価火災時間 1 時間を考慮して、
0:04:30	それで 3600 秒ということをお案して、平均燃焼率というものを求めてご ざいます。ここの算定のプロセスにつきましては、この補足説明資料の ですね、
0:04:42	後ろの 31 ページ。
0:04:45	から 32 ページのところですね、火災標準火災曲線と、等価火災時間 という火災影響評価ガイドでも用いられている定義がございますけれど も、
0:04:58	そこの得点からですね、32 ページのところ、補CVの長ボンド保守的 に評価するという観点から、平均燃焼率が最も大きい。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:11	98、90 万 8095 キロ 10%平米というところをですね、ものを、から用いた、求めた平均燃焼率 252kW、
0:05:23	パー平米とというところを値として用いてございます。具体的にFDTSのインプットパラメーターという点ではですね、ちょっと、
0:05:34	生徒数です。
0:05:35	実際に入れ、インプットしたデータそのものになってしまいますけれども、23 ページ以降がFDTSのスプレッドシートで評価した
0:05:46	インプットデータを含めてのシートとなってございまして、24 ページのところでは、FIREヒートリリースレートとして 22052kWというものをインプットとしてこの御温度と、
0:05:59	煙層の評価を行いました。
0:06:02	以上でございます。
0:06:07	はい。規制庁の岩野です。
0:06:10	この資料 11 ページのところだと、単位としてはキロワットパー平方メートルのインプットデータが入ってる。
0:06:21	いうふうな、本文のところの説明だったんですけど、後ろの方の 24 ページのところ行くと、20、252kW、
0:06:30	ていうこの値が出てきていて、この関係は、
0:06:35	どういう関係なんですかねそのどういう面積をかけたら、最後この 200、このこのキロワットに行くんです。
0:06:43	はい。
0:06:45	日このFDSで評価する時にはですね単位面積当たりという考え方ではなくって、どれだけのものが、この発熱速度でも燃焼するかと。
0:06:57	いうことをインプットデータとする必要がございます。その観点で先ほど 252kWパー平米といった簡単レートの燃焼率というのが出て参りましたけれども、
0:07:10	私ども今回この 23 ページでですね、以降でFDTSを評価するにあたって、評価しているものをですね、電気盤一面火災相当と、
0:07:22	いうふうに考えまして今、プロジェクトインスペクションタイトルというところにもそのようにちょっと書きさせていただいたんですが、
0:07:29	火災影響評価ガイドにおいてもですね、1 リリースレートの値として、電気盤のキャビネット一面あたり 200、11 キロワットで燃焼するといった値もございまして、
0:07:43	その辺りも勘案しながら、それよりも少し高い 1 人リスクウェイトとしてこの値を設定したという考えでございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:53	はい、規制庁のようなです。まさにそのどれくらいの面積でどれくらいの規模の火災が起きているか、アウスで計算したのかってところは重要なパラメーターだと思うので、
0:08:04	これについても多分本文の中でしっかり説明をしてもらった方がいいんじゃないかなと思って、
0:08:09	その上で、今のその設定っていうのは、これまでフリーTSを使った計算っていうのは、工認の影響軽減とかの影響評価の中で、
0:08:19	いろいろ計算をされていると思うんですけど、それで、工認の中でもCvの計算って、CVの中の計算というのをしていると思うんですけど、そこで設定している、下限の条件設定と、
0:08:31	同じような設定の計算をしようとしてますかそれとも違いますか。
0:08:36	はい。河西関西電力牛島でございます。火災影響評価ガイドに基づく火災影響評価ということを、既工認の中でも評価をしております。
0:08:48	その中で電気盤の一面の火災ということではですね、211kWといった値を使っているところもございますし、他に油とかケーブルと、
0:08:58	いうものを勘案したときに、それよりも低い値というものをういているところもございます。ただ、既工認の値で用いているところの数値としては211kWとか、
0:09:11	そういったところを用いた評価で、それぞれの退院単位火災区画あたりの温度の影響評価を確認、行っていると、そのようにご理解ください。
0:09:24	すいません規制庁の今野です。
0:09:26	ちょっとよくわからなかったんですけど、211ってということだと、またちょっと違うパラメータを使ったってことですか。それとも、
0:09:36	はい。211と252の関係がよくわからなかったというご質問かと理解しました関西電力牛島でございます。今211という値をご説明したのは火災影響評価ガイドで、
0:09:51	NUREG等の値で引用されているものとして、211というものがあって、そういったものは影響評価ガイド等でも、
0:09:59	に参照して私ども評価に用いたりしております。今回はですね。そう。30、2、2 ページでしたか、先ほどご説明しておりました。
0:10:10	火災荷重、1時間の等価火災、平均入所率が高いところの火災荷重からですね、等価火災時間1時間の3600秒で割ったことによって平均燃焼率252kWと、
0:10:27	平米というものを求めましたので、これが1平米と考えた時に吹く52kWのヒートDSAとなると、いうふうに置き換えまして、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:37	評価を行ったというところでございます。ですので、従前既工認でやってくる火災影響評価の用いてる値よりはですね、
0:10:47	若干大きめの値を適用して評価しているというところになります。
0:10:54	はい。規制庁の今野です。そうしましたら今回の、まず、どういう考えで、下限の条件設定をしたのかってさっき説明していただいたところはしっかり説明するように、
0:11:07	記載をしてください。その上で、
0:11:10	工認の時に、どういう考えで、さっき何時に111っておっしゃってた値を設定したのかで今回何が違って、
0:11:18	違う値になった、設定するっていう考えに至ったのかというその考えを説明してもらっていいですか。
0:11:29	はい。関西電力牛島でございます。今のご質問につきましてはちょっとこのところでまず水きちんと仕分けた記載ができておりませんが、252kWの根拠につきましては、
0:11:41	32ページに記載しました平均燃焼率というものから1平米あたりの非ものと考えた上で252kWを
0:11:52	1リリースデータをですね、燃焼速度として適用してございます。それと対比する対象として、今口頭でご説明しておりますのは、
0:12:02	過去の火災影響評価ガイド等にも用いている211kWという値を引用しながら、それよりも高い値を用いているというところを今口頭でのご説明になっておりますので、
0:12:15	ちょっとその関係性についてはですね、この補足説明資料の中で文書は、表し切れてないと思いますので、その辺りは反映したいと思います。
0:12:27	規制庁の岩野です。
0:12:30	なんか前の公認の考え方、くす時下限の設定が変わったってことは何かその想定してる火災みたいなのが変わったように聞こえたんですけど、そうではないんですよ違います。
0:12:44	はい。関西電力牛島でございます。下限の設定が変わったというよりもですねモリモトの火災影響評価ガイドを用いて影響評価をする際には、
0:12:55	電気盤が一面燃えるとした時に設定する温度として211kWというものを、ガイドから引用して評価をしてございました。今回は考え方の軸足としてですね、
0:13:08	31ページ32ページにお示してますような、1時間の火災、下荷重からですね、平均的な燃焼率というもので割り出して求めた燃焼率、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:23	ここからですね、ヒートリリリースに適用する値を求めてきたというところ でございます。なので、
0:13:31	火災影響評価ガイドから持ってきているのは、従前からの評価において は影響評価ガイドに記載されてる値を適用してございます。
0:13:42	今回は火災荷重を1時間で燃焼するというところから求めた平均燃焼 率を適用いたしまして、
0:13:51	す。従前の評価よりもやや高い燃焼という形で評価したものになってい ると、そのようなご説明でございます。
0:14:01	規制庁の岩根です。そうしました。ちょっと違った考え方で、また新しく条 件設定をされたということで、承知をします。ちょっと違います。
0:14:14	すいません関西電力柵橋でございます。ちょっと
0:14:17	私ちょっとずっと携わってこなかったもので、違ってるかもしれないすけど 違ったら指摘してください。
0:14:22	今牛島が申し上げたのはですね、まず今回はCV内での火災をどうい うふうに設定したらいいかっていうのがこれ、はっきり決まったものがない ので、
0:14:33	我々指導しどういふふうに設定するかということで、平均年齢燃焼率を 用いて、一番、それで高いもの、
0:14:41	を設定したと、そういうことでいいんですね。
0:14:44	一方で、こん中で用いられてるのは何が燃えるのかっていうのが、明確 になってると。
0:14:51	だから坂が燃えるとすれば、NUREG等からの知見から211を設定し てると。だからそこがちょっと違う。
0:14:59	そういう認識でございます。
0:15:02	はい。規制庁の岩根です。わかりました。
0:15:04	承知しました。
0:15:06	そうですねちょっとまた資料をちょっと代出していただいて、関係する関 係があるのかないのかということも含めてちょっとしっかりいただいて、 ちょっとそれで判断をしたいと思います。その辺を、資料の方に記載 したいと思います。
0:15:30	規制庁西内ですけど、ちょっと今の話でよくわかんないところがあって、
0:15:39	火災影響評価としてはこれ別に元にある火災元に対して、
0:15:45	1リリースの話であれ1人スレートの話であれば、ガイドのユーレグとか に沿って設定していきますね火災荷重とかであれば実際にあるもの

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	に対して設定していきますねということを実際やってると思うんですけど。
0:15:56	今回、さっきおっしゃった今回は、そこをどうその葛西元とかをどう決めるかがわからないみたいなそういう決まらないっておっしゃったのは、
0:16:06	いわゆる感知器の設計をするにあたって、熱的影響をどうやってみようかと思っていると、持ち込み可燃物とかの話も想定しなきゃいけないってそういう話をしなきゃいけないからわからないってそういう流れですか。あくまで
0:16:21	今関西電力がおっしゃってるのは、
0:16:23	換地設計の中で、この熱的影響の話を確認をしたいんだっていうことを考えてるっていうそういう理解ですか。
0:16:33	はい。関西電力五島でございます。今西内様がおっしゃっていただいた通りで、持とうからある設工認の火災影響評価ではですね、
0:16:44	先ほど、こちらの方からも棚橋の方からもせ、ご説明しましたように、ある想定火災元というものが明確にあって、電気盤からの影響であるとか、ケーブルが燃えたときの影響であるとか、
0:16:56	そういったことを確認するという行為がですね、明確となってございます。しかしながら今おっしゃっていただいたように、格納容器の中で、何が燃えるかを特定せずともですね、
0:17:08	どういった温度になって、それが影響あるのかなのかということを考えていくと、加えてですね、向こうの火災であると。
0:17:18	というシチュエーションも含めて頭で考えたときに、火災荷重から考えられる推定ですね、平均燃焼率というのも一つの観点に、
0:17:28	今回1リリースレートというものを設定してみました、そのような考えでございませぬ。
0:17:44	ニシウチですけど、ちょっとそこが何か若干内等認識が何か、
0:17:49	あまり取れ共通西が取れてないかなという気がしていて、
0:17:52	今までの設計の中で、感知器設計の中で、その熱的影響とかを見るみたいな話って多分、そもそも考えてなかったと思うんですよね。で、それって今までどこでやってたのっていうと、
0:18:05	まさに影響軽減対策の、その影響評価の中で、これ主に系統分離対策がちゃんとできてるかどうかを確認するっていう位置付けのものっていうふうにも書いてますけど、
0:18:15	これ実際関西電力の大井の時の新基準工認とかを見ると、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:20	その系統分離だけじゃなくて、放射性物質の閉じ込め機能を有するものに対しても、その影響評価で確認をするっていう話があると思うんですよ。
0:18:28	なので、今まさに確認をしてる内容って、従来の新基準工認で言うところの、2.3 項の影響軽減の、
0:18:38	影響評価の中で確認をしていた内容を、今今回改めて、説明をされているような位置付けなのかなあとちょっと思ってたんですけど。
0:18:47	要は、持ち込み可燃物つつとかの状態も想定した、熱的影響が大丈夫かどうかという話よりかは、今までの範囲での説明で、
0:18:58	十分なのかなとちょっと思ってたところがあったんですよ。
0:19:03	と、もうまず基本的には思ってます。だから、
0:19:06	基本的には新基準時の影響評価と同じ条件。
0:19:10	でやった結果で説明をして熱的影響しっかり大丈夫ですということは確認をしていますっていうことの説明がまず基本的にあるべきで、その上で、さらに、
0:19:20	オノセ的にですよ。
0:19:22	今説明いただいたような、
0:19:26	プラスアルファの部分も考慮してちょっと厳しめの条件っていうのをやったとしても、大丈夫ですっていうバジェットだったらすごい流れがよくわかるんですけど、マツモトの最初の段階がなくていきなり違うことをやっているような説明をされるとちょっと理解が追いつかないかなっていう部分があるんですよ。
0:19:40	そこら辺をちょっと、新基準購入でやってる内容とかとの関係を整理して、一連の流れで説明をされれば理解は、
0:19:47	えられるのかなあという気はちょっとしますけど、というのがちょっと今聞いてて思ったところで、
0:19:58	はい。関西電力嶋でございます。今西内様がおっしゃっていただいた流れといたしますか考え方ですね、その点については私どもは理解できましたので、従前からやってる評価の考え方、そこを踏襲した。
0:20:12	形で評価した上で、加えてですね、今回はそれよりもさらに保守的にも考えてもということでプラスの部分であると。そこはちょっと今回プラスの部分からですね、
0:20:25	スタートしたことによって、位置付けを含めてわかりにくいというご指摘と理解しましたので、ちょっとこの辺り改めて表現見直したいと思います。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:39	あと1個だけですけど規制庁ニシウチですけど、何でもこういう話してるかっていうと、まさに感知器設計の段階で熱的影響の話を確認するっていう流れになると、なんか。
0:20:51	いかにも感知器によって熱的影響が防護できるような流れの何か印象を受けてしまうんですね。それは多分そうではないっていうお互いの認識では、もう間違いなくあると思うので、
0:21:03	そういう意味でもその換地設計のために何か熱的影響を確認しているっていうのは、若干ちょっとイメージというか、
0:21:11	考え方がちょっと違う部分に変な誤解を与えるのかなという気もしたので、そういったところも踏まえて、ちょっとその位置付け、今回の評価の位置付けているのを、
0:21:19	新基準でやっているような、営業課との兼ね合いも含めて、整理、説明をいただければいいのかなと感じてるところです。よろしくお願いします。
0:21:30	関西電力牛島でございます。ただいまおっしゃっていただいた点理解いたしました。資料を見直したいと思います。
0:21:41	はい。規制庁の今田です。
0:21:43	それでは、
0:21:47	はい。ありがとうございますちょっと資料を直していただいた上で、
0:21:52	下限の設定と今度のところのところはちょっと資料、情報を拡充していただいた上で、
0:21:58	資料の11ページのところに戻るんですけど、今のところがAとAポツのところの話で、続いて関西電力の方ではBポツとしてその空気の流れの解析っていうのを入れているんですね。
0:22:12	これはパラ文章の構成からすると、はポツの、
0:22:17	コンクリートへの熱影響の評価っていう項目の中で、
0:22:22	ポツBポツってのがあってBポツが今入ってきてるのでその熱影響の評価っていうのと、この空気の流れの解析っていうところの関係性をちょっと説明していただいてよろしいですか。
0:22:47	関西電力吉田でございます。ポツの評価については
0:22:55	FDTsのインプットとして、直方体、
0:22:59	の部屋の設定というのはできるんですけども、Cvのようなドーム型の形状の設定ができないので、同じような、
0:23:10	評価になりますけども、実際にCVの形状大きさを模擬して、同じ平均燃焼率、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:21	火災荷重がより大きい、
0:23:25	ところでの平均燃焼率、これは参考としてややったんですけども、その二通りで、Cvの町歩の温度がどうなるかと。
0:23:36	いうところを評価してみたというものです。その結果、
0:23:42	252 キロの場合は 86 度ということになりまして、評価ツールを用いた約 80 度という結果と、
0:23:52	にあるイコールになったと、ということが確認できたと、いうことでございます。
0:24:01	製造のイワノです。津野氏、FDSの評価の中には、空気の流れの効果みたいなのが入っていないくて、bポツの中には、
0:24:12	別の解析コードで、同じような加減の条件で、空気の流れの評価も含めたものを行っているってということですか。何かどちらかでポツポツどちらかでいって話にはならないんですか。
0:24:25	関西連合、
0:24:34	関西電力の小森でございます。
0:24:36	えっとですねFDPSと風の中ではなくて、一応時間評価ってのはできるんですけども、煙がどんどん上がって上に溜まって、それが
0:24:49	風の影響はなくてだんだん上から溜まって行って下に降りてくる、この時間ってのは評価できます。
0:24:55	ある意味保守的で保守的なんですけども、実際問題は、形状もドーム型ですし、なおかつ当然、熱いものが上に上がって、
0:25:07	上のCVで冷やされてて、下がってくるという方対流現象っていうのが発生しますので、実際に近いのはBポツの空気の流れになると。
0:25:19	いうことで、どうしても評価モデル上、だと、表せきれないものを、実際問題どうなるのかということ、空気の流れっていうのが前回のヒアリングで、
0:25:32	議論のポイントの一つになったかというふうに理解しておりまして、あえてやってみたと、いうことです。ですので、aポツのFDSですだけでも、
0:25:42	一応時間評価ってのはできますけれども、かなりちょっと現実とは違う形の、
0:25:47	全然空気流れません、上から溜まってきます。出たも多分もう、それから溢れて下に降りてきますという、ちょっと評価モデルので、ちょっと大分違うなと思って、B5 通で示してるということでございます。
0:26:00	これでよろしいですよ。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:05	規制庁の今野です。今の話を聞くと、bポツだけでもいいように聞こえたんですけど、そうではないんですか、その二つ。へえ。
0:26:15	AとB両方書いている理由というのを説明してもらってもいいですか、そのBポツだけじゃ駄目な理由というところですか。
0:26:39	すいません先に規制庁ニシウチですけど。
0:26:43	ちょっとよくわかってない部分もあるんですけど、ここってあくまでまず熱影響のお話をしたい部分ですよ。
0:26:51	で、
0:26:52	要はポツポツどっちかでっていう話があったんですけど、
0:26:55	何かそれは何か関西電力としてどうなんだっていうのをまず聞きたいんですけど、
0:27:01	何か個人的には聞いてると、ポツの方が温度評価熱影響評価っていう観点でいうと、保守的な気がしていて、そこにさらに現実的な話を加えらるとどうだっていうのをBポツあくまで参考としてやってるっていう中流れの気もしたので、ちょっとまずその
0:27:15	AポツとBとIIに対して、まず熱影響をどう評価する観点でどう考えているのかっていうのをちょっと一連でまず流れを説明してもらった方がいいかなとちょっと思うんですけど。
0:27:26	はい。関西電力五島でございます。今西内様がですねちょっとご発言いただいたところの流れっていうのは私どもの考え方をおっしゃっているところだと思っております。
0:27:39	まずFDTSという、許認可においてもですね活用されてるツールを用いて、30 ページをご覧くださいますと、
0:27:50	ホットガスレイヤーテンパネイチャーという形で、上部のホット高温ガス層のですね、温度というのが確認することができますと、狩野君お互いに共通のツールで、
0:28:03	簡易に確認することができますということがまずありまして、この中では相撲プレーヤーの高さもあわせ持って、確認することができるので、
0:28:13	上の段の温度の観点では上の段でも確認できますし、煙による感知ができるかという観点では、下のスモークでやはりと。
0:28:24	こちらの方でも、確認して、することができますと、簡易ツールによってこういうところが確認できるというのが一つであったと思っております。しかしながら先ほど吉澤が申し上げましたように、
0:28:38	このFDP数のインプットパラメーターとしてはですね、市架空の補方形のですね形のモデルでインプットをしてございますので、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:49	格納容器という形状も考慮したときに、上部の温度はどうであるかといったところも抑えておこうという意味で、す。
0:28:59	次に続くですね、空気の流れを考慮した温度評価、流動流動評価というものを行ったという流れでございます。
0:29:17	規制庁スズキです。多分
0:29:21	監査電力の中で言われてることが違って、
0:29:25	AぽつのFDTSは、これちょっと私、FDSの詳細知らないんですけど、
0:29:31	これ一基本は集中定数。
0:29:33	形で、
0:29:35	サブコンパートメントみたいなもので、空間分布を、
0:29:39	見て、運動量なんかは評価できない。
0:29:42	そういうものですよね多分。ちょっとまずそこだけお答えください。
0:29:50	はい。関西電力牛島でございます。今後鈴木様からご質問いただいた点ですが、運動量とかを移行させながら評価するというものではなくって、
0:30:02	この空間の中の内ですね、ホットガスレイヤーの温度というものを、25 ページから 26 ページにありますような数式でもって、
0:30:12	△TGという形で数式でもって求めて、評価が、結果がえられるというものでございます。
0:30:30	規制庁鈴木です。第大体何となく今の話で理解できました。一方で、
0:30:37	11 ページのbポツこれFluentでやっていて、これいわゆる熱流動の解析をやっていて、
0:30:45	分布定数の解析になっている。で、
0:30:49	ちょっと、
0:30:53	発熱火災による発熱によって、空気が暖められて、その密度差で上昇流ができて、それによって対流に対して流れる。
0:31:05	対流が生じると。
0:31:07	この話はそもそもFDSできない話なので、
0:31:11	Fluentでそれをやってみて、FDSみたいに上にどのぐらいたまるかっていう温度の評価の結果が、
0:31:20	保守的という言い方はあれですけど、
0:31:22	合理的な保守性を持った結果になってるかどうかを確認をしてみた。
0:31:30	そういう意味合いでフレンドを使ってみました。そういう意味でよろしいですか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:31:37	関西電力の小森でございますおっしゃる通りで、基本的にはFTPDA評価がでは可能だと思っただ、
0:31:48	それが実機に当てはめて、どの程度ちゃんと合理的で、合理的な保守性を持ってるかという意味で、
0:31:56	のためといいますか参考でと。
0:31:58	いう位置付けでやったということでご理解ください。
0:32:01	規制庁スズキそその意味合いはわかりました。
0:32:04	ただ意味わかったんですけども、
0:32:06	bポツのプレートでや、設定した境界条件、
0:32:11	これが、
0:32:12	ポツのFDTSで入れた入力条件に相当するようなものを、
0:32:18	設定されているかどうかの説明がないので、その確認をしましたということが本当に確認になってるかどうかは我々ちょっとこの資料を見る限りにおいては、
0:32:29	わからない。
0:32:30	という疑問がある。
0:32:32	まずそこは1点あります。
0:32:34	それから、
0:32:36	そういう位置付けで、
0:32:38	やったということであれば、
0:32:40	何か結論の部分がそう書いてないので、
0:32:44	違う評価を一生懸命してるのかなって気がして、
0:32:49	ちょっとその辺の位置付けも含めて、
0:32:53	しっかり記載をしていただいて、
0:32:56	形
0:32:57	最後判断するための、
0:32:59	火災影響評価を判断するための結果は、FDSなんですよっていうところがわかるように示していただいた方がいいし、多分これまでの影響評価、
0:33:11	新規性でやった影響評価との整合もとれるんじゃないかなって気がするんですが、いかがでしょうか。
0:33:20	関西電力桃井でございます承知しました。ちょっと我々の記載がですね、ちょっと不十分だったと思いますので、今おっしゃった趣旨でですね、きちんと資料を修正して、
0:33:32	まとめて参りたいというふうに思います。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:35	規制庁鈴木です。お願いします私からは以上です。
0:33:38	保管、
0:33:40	規制庁額は大丈夫ですか。はい、じゃあちょっと続けてお願いします。
0:33:57	規制庁西内です今基本スズキが言った流れでいいんですけど、ちょっとその上で、
0:34:02	ちょっと言葉がよくわかんないところがあって、例えば 11 ページのポツの方の話でいうと、
0:34:08	11 ページの一方、自然換気状態っていうこの自然換気状態って、何かさっきの話の中に絡むんですけど、換気がされてるような条件を与えてるようなイメージを受けるんですけど要は、何もない異常状態と思えばいいんですよ。そういった空気の流れが、
0:34:25	はい。関西電力嶋でございます。自然関係という言葉の意味は何も関係がなくて、矯正関係がない状態を自然換気と言ってまして、空気の、
0:34:36	流入とかですね、排出、それがいない状態での評価を行っております。
0:34:43	規制庁西内です。了解しました続けて同じところで、
0:34:47	これ町歩から 20 メーターと、上部から帰っ等、30 メーターのところまで降下するという結果がえられたって書いてあるんですけど、これはいわゆるそのあとに出てくる案の 1 案の 2 っていうあれと対応する要はどちらでも感知が可能なんですっていうことを言いたっていうそういう理解でいいですか。
0:35:04	はい。監査役ウシジマでございますはい。ここで用いております結果というのは 30 ページのハイトfromフロアのところから引っ張ってきている結果でございますが、
0:35:15	私たちが申し上げたいところは、後程出てくる案 1 とか、案 2 の感知というところの時間に関するところ、そこと繋がるものとして用いているものでございます。
0:35:28	規制庁西内です意図は何となく理解できるんですけど、やっぱりさっき鈴木が言った話で位置付け、このAポツでやってる評価が何を目的としてやっていてBポツはあくまでその参考確認のためだとか、今の一方の話も多分一緒に、
0:35:42	これだから熱的影響の観点での記載じゃないと思うんですよ、この話って。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:35:47	だからちょっとやっぱり何回言いたいことは何となく理解できるし、伝わってくるんですけど、ただ、熱的影響の説明項目として見たときに、これだけ見るとなぜこの記載が必要かもよくわからないのでやっぱりその、
0:36:01	何を説明したいのか、それに対して、
0:36:04	の位置付け、評価評価の目的とか位置付けとかも含めてちょっと流れで書いてもらわないと、ちょっと何か散りばめられているような状況なのでちょっとその理解に苦しむなっていうのが一番ちょっと気になっているところです。
0:36:15	なので今後ポストBポツの位置付けとかも修正されると思うんですけどそういったところを含めてちょっと
0:36:22	何を記載説明したいのかで、このパラで熱的影響以外の話につなげたいんだったら、どういう趣旨でこれを書きますっていうのがわかるようにちょっとつなげてもらえればいいのかと思います。というところをちょっと意識して直してもらえれば、
0:36:34	読みやすく共通理解が取れる資料になるのかなと感じました。よろしくお願いします。
0:36:41	はい。関西電力牛島でございます。確かにおっしゃる通りで、ポツBポツの中にですね熱的な影響の観点と、煙というところの感知に関する、特にこのFDTSですね。
0:36:54	ところがそこが両方入ってまして、李、こちらの説明した意図がまじってるところがございますので、きちんと書き分けるように資料を修正したいと思います。
0:37:15	すいません規制庁の岩根です。ちょっと1点だけよくわからないところがあって教えてもらいたいんですけど、資料の30ページのところで、下の方の相撲プレイヤーはイトウ、
0:37:25	あるじゃないですか、ここはこれ時間経過の。
0:37:29	高さが示されてますけど、
0:37:31	ある一定、
0:37:33	平衡状態みたいになって、ある一定以上サガラなくなるっていうふうな結果になってるってことですか。なんか、もし物理現象的にどういふことが起こってるかっていうところがわかれば教えていただきたいんですけど。
0:37:44	はい。29ページの表の方をご覧くださいなんですけれども。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:37:50	ここでですね設定しておりますのは、ちょっとインプット条件等の兼ね合いがあるんですが、格納容器の中でですねすいません、23 ページの方ご覧くださいませ。
0:38:05	23 ページのところの
0:38:08	コンパートメントインフォメーションというところがございます。その中でですね、ベントWISEベントはイトウというところがあります。これはですね、どこかの部分で開口部があるということ、開口部を模擬して、
0:38:23	ここにインプットするものとしてございます。私ども今回この格納容器の形状はですね上の、コンパートメントWISElengthはイトウ、ここでCVのオペフロ上部の
0:38:36	部分を模擬した数値を入れてございます。弁当WISEのところはですね、エレベーションで言うところのオペフローエリアのところにある、
0:38:47	エアロックですね、エアロックがもしもし仮に開口部としてみなしたとしたときに、横幅 60 センチで高さが 2 メーターで開口したと仮定した上で、
0:38:59	その開口部を模擬的に入れてございます。これで煙の評価をした結果、したところが 29 ページになりまして、煙はですね 30 ページのグラフと合わせ、ご覧いただきたいんですが、
0:39:13	上からどんどん煙スモークが煙が溜まってきまして、下に煙の層が落ちてきます。最終的に 30、数表の 29 ページでご覧いただけますと、
0:39:26	30 分から 35 分になるところでですね、スモークレイヤーはイトウが 2、2 メーターになったところで、それからはですねコーションという形で右に書いてあるんですけど、
0:39:38	相撲クイズXティングアウトベントということで、この開口部からもう煙はこれ以上したのは、開口部から抜けてしまいますと、というカテ仮定を置いた。
0:39:50	ナチュラルベンチレーションの評価となっております。
0:39:53	そのような評価でございます。
0:39:56	はい。規制庁の今野ですよくわかりました。0 名とで、開口部から出ていくので、一定になったらもう最後はそこでそれ以上下がらないということ、で承知をしますと。
0:40:07	最後に、
0:40:10	今回最終的には今回やった 2、252 だったかっていうと、その数字を使うのか最後
0:40:21	公認で使ってる値を使うのかっていうところは最後ちょっとあるんですけど、そのときに、そのせ、今、例えばその工認の時に、つか、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:40:31	ている、2.3 の影響評価で使っている値っていうのは、
0:40:37	2.3 なので、この
0:40:41	とかさ防護審査基準のところの倣ってやってると思うんですけど、この火災防護審査基準のところの 1 ポツの前書きの 3 項のところ、
0:40:52	江藤。すいません。
0:40:56	可燃物としてどういうものをカウントしなきゃいけないかっていうその考えだけちょっと確認しておきたいんですけど、この 2.3 になっているってことは、火災防護審査基準の 1 ポツの前書きのところの参考のところには、
0:41:08	定期事業者検査時に持ち込まれる可燃物、可燃部施設による火災、
0:41:13	等については、管理に関わる事項であることから本基準の対象外としていうふうなことが書かれていて、これに倣った考えで、同じようにその持ち込み可燃物とかは、これに倣って、カウントしていないと。
0:41:26	そういった考えで、菅可燃物のカウントをしているとそういうふうに理解していいですか。
0:41:34	はい。関西電力牛島でございます。火災影響評価ガイドに用いて評価する際にはですね、火災減というものを考慮して評価を行います。
0:41:45	その際に先ほど前書きの部分審査基準の倍額の部分をおっしゃっていただいたんですが、前提条件として、定検人な資機材の持ち込み仮置可燃物等ですね。
0:41:56	そういったものは考慮しないということで考えてまして、恒設んなれております機器である電気盤であるとか、ケーブルであるとか、そういったものがですね、燃えたとしたときの発熱量を、
0:42:09	与えて、単一の火災で発熱量の大きいものを想定した上で、その区画の中の温度が何度になるかということに影響評価ガイドでは求めていると、そういう流れでございます。
0:42:24	はい。規制庁の今田です。承知しました。
0:42:27	わかりましたじゃ、それについても、どこかちょっと資料にわかるように記していただければと思います。
0:42:34	で、最後これについては資料の 2 のですね。
0:42:39	ちょっと最後にちょっと確認をしたいところがあるとか。
0:42:42	10 ページのところ、
0:42:46	ポツのところの第 1 パラグラフとか第 2 パラグラフとかのところ、今回コンクリートの熱的影響が出る。
0:43:00	す。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:43:01	管、基準値っていうんですかね、そういったところをいろいろ記載していただいているんですけど、これはあくまでコンクリートの表、強度が下がらない、温度が、
0:43:11	この温度ですっていうことを書いているだけで、Cvって、コンクリートだけじゃなくて、中にPCCVなので、血栓が入っていて締め付けたりしているところもあるので、
0:43:22	あくまでここに書いてあるコンクリートだけでCvが、
0:43:25	Cvの本来、求められているような耐圧とかそういったところが担保できるっていうことを説明されている、説明し切っているわけではなくって、あくまでコンクリートは構造上もちますってことだけ書かれてるっていうそういう理解でいいですか、それともちょっと違うところありますか。
0:43:48	はい。関西電力牛島でございます。今回ですね 10 ページのところの記載につきましては、いろいろな出典元からのですね数値の引用してございまして、ちょっと
0:44:00	読んでいただいた時に結局何に照らして、言いたいところとところがちょっと読みにくいところがあるかと理解してございます。今のご質問にまずお答えするとしましたら、
0:44:10	コンクリートというものについて評価いたしまして、この 10 ページの中の確認する対象としてはですね、工認の要目表にある最高使用温度 144 度、
0:44:23	ここに照らして今回の温度評価結果との対比を行っているといったところでございます。ちょっとこの 10 ページ、いろんな数値を引用しておりますので、
0:44:33	ここについてはですね、わかりやすく、ちょっと整理整えたいと思っておりますので、資料の方はここは見直しをしたいと思います。
0:44:43	すいません関西弁の話でございます。
0:44:45	ここの 144 度っていうのは、デザインとですねあとSA時のCV内の温度、
0:44:53	実際には圧力なんですけども、事故時の圧力を想定して、その時の温度も、こういう形で、最高使用温度として設定しておりますので、
0:45:03	これもCV全体が持つという、そういう認識でございます。
0:45:13	規制庁鈴木です。今の話っていうのは、
0:45:16	その温度で 1 時間ホールドでも大丈夫ですっていうことを言おうとしてるってことですか。実際に、
0:45:24	DB。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:45:25	多分ロッカーだと思うんですけど、ロッカーなり、
0:45:29	SAのときの最高使用温度、
0:45:34	最高使用温度って、最高到達温度ですかね。
0:45:39	そそいったものが、1時間ホールドでも、Cv大丈夫ですよってそういう話をそのまま持ってこれるということでお話しされているんですか。
0:45:49	そういうことではございません。
0:45:52	これ
0:45:54	前にご質問いただいたかと思うんですけども、PLM評価なんかでは、65度というのをういています。これは長期の健全性確保の観点から、そういった値を設定しています。
0:46:05	一方ですすねこの144度というのは、短期の非常に短期の、それがちょっと時間的にどれだけかという話は出てないんですけども、
0:46:16	事故時のカトウ過渡時の温度で行っておりますので、
0:46:22	1時間もつとかそういう話でございませんで、ここに記載しております110度の参事、3点。
0:46:29	何時間でしたっけ。
0:46:31	3.5年というのは、あくまで、そういった知見があるということをちょっと参考で述べていることとございます。
0:46:40	これについて事業本部の方なんか
0:46:43	補足ありますでしょうか。
0:46:53	呆気。
0:46:59	麻生。
0:47:01	あの、
0:47:03	関西電力の越智です。聞こえますでしょうか。
0:47:07	はい。聞こえて、規制庁のようなです聞こえております。
0:47:12	何、何分もつかという
0:47:16	お話で、
0:47:18	今のコンクリートのお花Cは、この3.5年こうい知見があるということとで、それぞれ以外の構成部品ライナー等ですね。
0:47:30	ここ、こういいたものは
0:47:33	何。
0:47:35	どのぐらいの時間であればもつかというよりはですすねその温度でその材料が持つ強度で評価をしてその圧力に耐えられるという評価をしておりますので
0:47:47	時間長い時間が長い時間その圧力が、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:47:52	構造物にかかったからといって、強度が下がるというようなものではないんですが、時間の概念を評価しているものではないということも補足いたします。
0:48:04	規制庁都築です金属材料なんかは、長期間、厳しい条件あると、クリープまで見なきゃいけないとか、
0:48:12	そういう話が出てくると思うんですけどコンクリートってそういう特性じゃないですよ。だからこそ、
0:48:18	その 65°C だったら多分これ、65 度を経験した。
0:48:24	ものにおいては特段別に、
0:48:26	何らか評価して、初期の性能を下回っていないかどうかって見る必要もなく、再使用できるよっていう、多分基準だと思うんです。
0:48:36	それ以外の温度って何、何なんですか。144 度で、
0:48:42	今でも最高使用温度を持っているのでいいですってそれはどういう意味なのかっていうところはちょっとよくわからなくて、
0:48:48	今回この火災においては、
0:48:52	その数、
0:48:53	その火災を経験した後にはどうするかはそれは、
0:48:57	事業者がそのプラントをどういうふうにしたいかっていうそれに尽きるので、それは置いといたとしても、少なくとも火災が、
0:49:06	生じているだろうと思われる評価機関においては、
0:49:10	放射性物質が外に漏れてないと。
0:49:13	いうところは担保しないといけないので、そこは担保できるんですよっていうものを、説明が欲しいなと思ってるんですけどもそこはいかがですか。
0:49:35	ちょっと今事業本部からもお話ありましたけど、
0:49:39	すいません監査委員の棚橋でございます。
0:49:42	今ちょっと事業本部からお話ありましたけども、その時間の概念というのはちょっと今のところ答えが、この今の説明では答えになってないかと思っておりますので、
0:49:52	そこはちょっともう少し記載を検討したいと思っております。
0:49:59	規制庁鈴木ですその辺含めて、もう一度整理をしていただければ、
0:50:04	と思っております。よろしくお願ひします。私から以上です。
0:50:18	規制庁の岩野です。それでは、す。また資料の方の修正をお願いします。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:50:25	その上で、ちょっと今、火災が多く、具体、実際に起きたときに、どうぞ。じゃあ復旧とかどうするのかっていうところの話もありましたけど、そういうところは、どういう手順でやろうとしているのか。
0:50:38	ていうところをちょっと教えていただけますか。
0:50:42	どういう対応をされるのか、あとすいませんもう1個は、そうその対応が保安規定なり何なりにどういうふうに規定されてるのかっていうところも、すいません、あわせて回答。
0:50:54	実際火災が起きた場合にどう、どうという対応する復旧、崇敬の対応するのかというところで、
0:51:16	はい。
0:51:17	関西電力牛島でございます。今のご質問につきましては仮定を伴った話が入っているとござい思っておりまして、今回例えばその下、
0:51:29	私ども事前に想定した火災に、
0:51:32	監査員のタナハシでございます。今のご質問に対しては、どういった火災が発生するかによってもちょっと対応が変わってきますので、
0:51:39	ちょっと今を一概にお答えすることはできないんですが例えば、例えば内部スプレーとかですね、いろいろあるかと思えます。
0:51:47	ちょっと一概にお答えできないというのが答えになります。
0:51:57	規制庁西内ですけど、どっちかっていうと多分後者の質問、今野がさっき言った後者の質問、どういう枠組みで、それをちゃんとやるようにしてるんだったっていう話で、保安規定見る限りだと、多分火災とか十八条市立ですね自然現象が起きたときって、
0:52:13	基本そういった火災とか地震とか溢水とかで、プラントへの影響が考えられる場合には、停止の措置とかも含めて、検討しますよって話が書かれていて、その枠組みの中で、もし本当にシブヤ中で火災が起きて、その影響が考えられる場合には、
0:52:28	要はCVの健全性にですね、そういったところの枠組みで検討していくっていう話なのかなと思っていて、それはまさにどうやるかっていうのはさっき棚橋さんおっしゃったように、その状況に応じて、
0:52:38	判断していくっていうことしか多分今現状は言えないのかなという理解はしましたけどそういう理解でいいんですかね。
0:52:44	ちょっとそこら辺の全体の枠組みですよ。だからわかればいいのかと思うんですけども。すいません言葉足らずで関西電力話でございます。今おっしゃっていただいた通りでございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:52:56	ちょっと今保安規定の該当条文、私はそこかなと思いましたがそこじゃないのであればそれでもいいですし、ちょっとそこら辺の関係がわかるような形で最終的に落としてもらえれば、最終的な部分までしっかりワンパッケージとして理解ができるのかなというふうに思っています。
0:53:12	はい。関西電力話ございます。それは、明文化しないといけないんでしょうか。
0:53:20	すいません規制庁のようです。それは補足説明し、今明文化されてるものを本規定とかで、すいません。
0:53:30	今ちょっとお答えをする、お答えの準備は当然するんでございますけども、それをどういった形に変えさせていただいて、
0:53:39	返答させていただいていいのかというのはちょっと教えていただけますでしょうか。まずは補足説明資料に記載をしてください。わかりました。
0:53:54	すいません規制庁のようです。
0:53:56	ちょっと私が聞いたことと、もしかしたらずれてるかもしれないのでちょっと念のため確認をしたいんですけど、そうかとかの対応をしますっていうところは、多分保安規定とかに、
0:54:08	入ってると思うんですねスプレイを降らしますとかっていうところは対応は行ってると思うんですけど、そのあと火災鎮火スタート、
0:54:15	復旧するときに、再度、
0:54:18	稼動し始めるときに、どういう対応をするんですかっていうところが、何かしら保安規定のところの中に、該当するようなところがあったりであるだとか規定されてるのかっていうところをちょっとお聞きしたかったんですね。そのスプレイ使うかどうかっていうところではなくてそのあとの話。
0:54:39	すみませんちょっと今持ち合わせておりませんので具体的に、かなりのタナハシでございます。
0:54:44	ちょっとこれ事業本部の方で何かお答えできるものありますでしょうか。
0:54:59	すいません関西電力棚橋でございます。ちょっとその辺も含めて整理させていただきたいと思います。
0:55:06	はい。規制庁の矢田です。これは別に今回のバックフィット2で何か新しく変わったわけではないとも思っているんで、これまでの工認、選挙の公認とかですね、
0:55:17	どういうふうに説明されていたのかっていうところをちょっと、もう1回説明していただければと。
0:55:24	関西の佐橋でございます。承知しました。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:55:28	はい。規制庁の今野ですありがとうございます。熱影響についてはこれで以上にしたいんですけど、他に皆さん何かありますか。Webの方でも何かあればお願いします。
0:55:44	はい。規制庁の今野です。それでは次の項目に移りたいと思います。
0:55:48	資料の 15 ページのところのこの表のところに戻って今一番上の紙のC Vの健全性のところが終わったので、次は
0:55:58	火災の感知性能及び網羅性の確保っていう観点で、幾つかお伺いしたいんですけど。
0:56:05	まず、今回、関西電力の方では、この
0:56:10	感知性能っていうところで言うと、資料の 12 ページのところ、bポツのところですね、火災の感知性能の網羅性で、
0:56:22	の話とかをされていて、多分このあわせてさっきのその空気の趣味、空気の流れのシミュレーションとかも含めて、
0:56:32	下限設定をした上で空気のシミュレーションとかを含めて多分説明されようとしていると、理解をしています。今回関西電力は
0:56:41	下限をせ加減か財源を設定して、どういう空気の流れになるかっていうところを含めて説明をされようとしているので、ちょっと改めてそのどうい
0:56:51	う、 火災が発生したときにどういう現象が起きるかっていうところを×確認した上で、それぞれの現象、どういうパターンの現象が起きたときは、どの感知器でどういうふうなどの感知器で感知するのかっていうそこについて、幾つかを確認をしたいと。
0:57:05	で、今回考える上で、
0:57:09	可燃物っていうのは、特定はできないと思うので、
0:57:14	発熱量が低いものから、発熱量が大きいものまで、いろんなパターンが考えられると思うんですよね。
0:57:20	まず発熱量が低い場合で、発熱量が低い場合と、高い場合とかちょっと関西電力の方で、
0:57:31	考えたこと、どういう熱量の時はどういう現象が起きてどのカツキで設置管理するのかっていうところちょっとすいません一通り説明をお願いします。
0:57:44	はい。関西電力吉田でございます。今のご質問は前回のヒアリングで、火災規模大中小をに分けて、それぞれどの感知器で、
0:57:55	感知するのかというところを、まだ問われたのだと理解します。今回資料としては、資料 2 の、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:58:05	14 ページ、15 ページで、火災規模を、ちっちゃいものを、14 ページで大きいものを 15 ページ。
0:58:14	ということで、それぞれの感知器で感知するかというところを整理してきております。まず 14 ページですけども、
0:58:24	火災が小さくて、煙がCVトップまで到達しないと、というような火災については、これ一般市から
0:58:35	案の 3-4 まで、6 案ありますけども、案の 3 については、煙が到達しないんで管理できないと。
0:58:45	案の 2 も煙が届かなければ、感知できないんですけども、届くというふうにいた場合に、案 1 と、
0:58:56	比べてどうかというところで、比較してますけども、
0:59:01	案についてはですね、煙が届かなければ完治できないというところで、管理制度の参画、
0:59:10	あと設置、保守点検の成立性というところで、この感知器付けるときはポーラクレーンによってですね、風の方に、にお乗り出して、
0:59:22	作業をする必要があると、今まで経験のない作業になりますんで、労働安全上の懸念があるというふうに、
0:59:32	考えて、三角というふうに評価してます。で、案 1 については、
0:59:42	すいません規制庁のようです。今、多分、設置の成立性とか保守点検性のところまでちょっと話をされてるように思っていて、まずは、その感知と感知性能と網羅性の確保っていう観点でどうかというところをちょっと確認をしたいと思ってるので、
0:59:57	またそこだけ回答していただいてもよろしいですか。
1:00:01	はい。関西電力吉田です失礼しました。
1:00:04	菅、葛西の完成の網羅性については、一番確実に漏れなく確実にという意味では 1、
1:00:14	これで喚起できるというふうに考えております。
1:00:19	で、次にですね、15 ページ。
1:00:24	行きまして、
1:00:27	火災規模が大きくて、煙がCV上部まで到達する場合というところですけども、これについては案の 1 から 3-4 まで、
1:00:38	すべての場所で感知ができるというふうに評価しております。ど、どこの感知器に期待するかと。
1:00:48	いうところでどこの感知器にも期待ができると、あとはどこの場所を選定するかというところは、それ以外の項目で評価と、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:00:59	いうふうに、
1:01:02	はい。規制庁の岩野です。説明ありがとうございます。まず 14 ページの、その小さい場合っていうふうに、
1:01:10	場合分けされていたところで確認なんですけど、今の説明だと、比較的低いところは案の 1 で管理するシモちょっと高いところになれば、案の 2 で感知すると、そういう、
1:01:22	案の 2 で感知できますとそういうふうに聞こえたんですけど。
1:01:25	今ショート台って二つでパッと分けましたけど、
1:01:29	連続的にその発熱量がいろんなものが考えられるとすると、その案の 1 が適してるパターンもあればあんなに最適するパターンもあるわけですよ。そうすると、じゃあ、
1:01:41	大と小に分けないでいろんなパターンに対応しようと思うと、案の 1 と両方つけるみたいな考えにもなりそうな気がするんですけどそこについては関西電力はいかがですか。
1:01:53	はい。関西電力吉田でございます。それについては
1:01:59	小さい場合と大きい場合で、それぞれ検討した結果を表にまとめておりますけども、案の 1 については、いずれも感知可能というふうに
1:02:15	こちらは考えております。
1:02:23	関西電力の小森です。ちょっと補足しますと、
1:02:27	ちょっともう 1 回繰り返しのかもしれませんけれども、14 ページ目、ちっちゃい場合は、これは上まで上らないので、これ低いところしか駄目ですと。
1:02:37	で、
1:02:39	15 ページ目これおっきいやつだと、当然一番高いところまで上りますから、高いところでも図れます。
1:02:46	ただ、そこにはちょうどたまれば、下がってきますし、実態としては対流も起きますので、下でも図ることはできます。ただ、やはり、
1:02:57	一番最初に図れるのは高いところなんですね。
1:03:00	そのあと降りてきて低いところにつければ、若干のタイムラグは市どうしでも生じてしまう。
1:03:07	という状況です。それも含めて、
1:03:10	書かせていただいたような 15 ページ目の方でして例えば案の時だったら、町歩に対してから三分程度、
1:03:16	の時間遅れがあります。案の 1 だと、4 分程度。
1:03:22	の時間遅れがありますと。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:03:24	で、この3分とか4分をどう考えるかっていうことだと思っんですけども、我々としては、全体の消化とかのことを考えれば、
1:03:35	十分感知可能な範囲だろうということで全部丸にして、
1:03:40	それ以外で案にはどうするので積んで持つ形たらどうなのかというのは、ご意見最もだと思いますんで、それについては、後段のですね、その設置の成立性ですとか、
1:03:51	保守の観点で総合的に勘案してると。
1:03:54	いうふうに、そんな考えでございます。
1:04:02	はい、規制庁のようです。説明は承知しました。
1:04:09	少々お待ちください。
1:04:13	説明からすると、まずその資料の14ページの案の2のところの網羅性の確保っていうところは今、三角になってますけど、
1:04:23	要は案の1と案の2で、個別に高さが違うだけでパターンが違うだけと思うと、おんなじ丸にな同じ状態にならなきゃおかしいと思っんですけどここについてはまずどうですか。
1:04:39	関西電力小森です。
1:04:43	設置高さの方も書いてございますけどこれ非開示情報ですけども高さが違うということで、ちょっと小規模な火災をどう想定するかなんですけども、極めて
1:04:58	小さな火災で、案の2の高さまで、
1:05:03	到達しないっていう火災もある意味、こう考えた場合に、その網羅性の観点からいくと、案の1の方がすぐれているという意味合いです。
1:05:13	当然案の2の高さまで到達するような火災であれば、同じ評価結果になろうかと思っんですけども、小さいっていうのをどう考えるかなんですけども、そのときに、
1:05:24	かなり小さい。
1:05:28	その案の2の高さまで到達しないようなものも想定するのであれば、
1:05:33	やはり衛藤。
1:05:35	安野一井の方が、普通の感じの網羅性といいますか。
1:05:39	感じる火災規模が、いろんなパラメータで振るわけですけども、どんな小さなものでも測れるの湾の位置がすぐれてますねと、そうそういう意味合いでございます。
1:05:56	ちょっと、規制庁ニシウチですササキにこれは計画にしておきたいんですけどすみません
1:06:01	案の1って言うてるものって、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:06:06	そうですね、この床の高さ、さあ、この案の 1 の次に設置高さって書いてますけど、
1:06:12	ここの高さだけの話をしているそれとも
1:06:16	儘田さんねすいません。
1:06:19	と、
1:06:30	このちょっと 20 ページ、資料 2 は 20 ページで、
1:06:34	どこの話をしているのかをちょっと先に特定したいんですけど、何か今のやりとりを聞いていると、案の 1 で言っているのって
1:06:43	これちょっとしゃべりづらいな、この位と特定の 1 ヶ所の話をしたいのかそれとも例えば 10-29-2 の、
1:06:52	部分のグレーチングの点線あると思うんですけど、そこら辺の話も含めてセットで話をしたいのか、ちょっとそのまず案の 1 はどんな感じの話をしたいのかっていうのをちょっとまず明確にしたいんですけど。
1:07:05	はい。関西電力吉田でございます。案の 1 については、エレベーション記載しておりますけども、こちらで想定している感知器にはそれより低い場所に設置するものも含めて、
1:07:20	今考えています。具体的には資料 1 の 3 ページ目ですね。
1:07:28	どこに感知器つけるかというところで、高いエレベーションから低いエレベーションまで、すべてマルつけておりますけども、これらの煙感知器すべてに期待するというで考えています。
1:07:45	規制庁に周知です、案の 1 は、その低いエレベーションの部分と、まさに今一番この案の 1 の中で一番高いエレベーションの部分を含めて全部行っていると、で、
1:07:54	の 2 は一方で、
1:07:56	その下の階層低いレベルの部分の話は含んでないで話をしているって理解でいいですか。
1:08:06	はい。関西電力吉田でございます。案についても同じような、同じ範囲で考えてますけども、
1:08:16	より早く、
1:08:19	感知できるというのは、やはり一番高い場所に付けるものになるんで、期待する感知器としてはそれになると、いうふうに、
1:08:30	こちらは考えて、
1:08:37	案に、
1:08:40	すいません。
1:08:49	関西電力吉澤でございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:08:51	これ案の 2 に、煙が上がらない場合と、いうところで三角としてますけどももしそれより火災規模が大きくなったら、
1:09:03	案の 2 も 0 になって、それより大きくなったら、15 ページのモードに移行するということで、中間的な、
1:09:13	ところが今表に示せておりませんが、案、案 2 以降はですね、その当該のエレベーションに設置している。
1:09:24	鑑識立てを想定しているという。
1:09:28	ことでございます。
1:09:30	規制庁西内です。ちょっと先にあれですね
1:09:34	いわゆるサイショ 2 は、今野が言った発熱量焼酎大的な話、何かイメージ感を先に合わせた方がいい気がしていて、
1:09:42	ちょっとさて規制庁側全員同じ認識かどうかも含めてですけど、我々がイメージしてた、いわゆる賞だから 14 ページの表上昇しない想定っていうのは、
1:09:52	いわゆる案の 1 の一番上の感知器とか、案の 2 のこの一番上の感知器じゃなくて、もっと下のエレベーションの、
1:10:00	低層のもので感知そこに期待をするようなそういうイメージだったんですよ。なんかそこが若干すれ違ってる気がしていて、何かその想定イメージ。
1:10:09	何か具体的に何か訴訟のときにはこれ、
1:10:13	中の時には、これっていうなんか、
1:10:16	何て言うんすかね。
1:10:17	そのどどの感知器に期待しているのかっていうのをちょっと、もうまず合わせたほうがいいのかなっていうちょっと気がしてます。
1:10:24	そういう意味でちょっともう 1 回確認したいのが、この 14 ページのこの想定煙が CV トップまで上昇しない想定有的时候には、
1:10:35	市で行っている場合には、どの感知器に期待をしているっていうことなんでしたっけ。
1:10:41	これはあれですかね例えば 20 ページの
1:10:45	図で見たときに、
1:10:48	20 ページのこの図で見た時に左側の方を見ると、
1:10:52	違う、これ 1 個しかついてないのか。
1:10:54	いや二つついてるのは一応、
1:10:56	その 9-2 の部分の、
1:10:59	感じですかね、これに期待をしたいのか。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:11:01	それとも左っ側の方で見たときの一番上、ポークレーンの方のちょっと下の方にあるものに期待をしたいのか。
1:11:08	どういうイメージになるんでしたっけ。
1:11:13	はい。関西電力吉田でございます 20 ページでいうと左っ側の方に上から、煙感知器三つありますけども、これら三つに期待していると。
1:11:26	それは火災希望がちっちゃい本当に小さい場合は一番下の煙感知器だけが感知できる。
1:11:36	噛むそういう事象になりますし、それよりも少しずつ大きくなれば、真ん中のものを一番上のものというふうに、感知、
1:11:47	できるものが増えていくといえますか。
1:11:51	これら三つに期待して、確実に感知できるというふうに評価してる。
1:12:05	すいません規制庁の米津儀間の案の 1 の話をされてるんですかね。
1:12:10	なんか、そうすると、今のだと越えられ。
1:12:15	えと区画、換地区画の番号では 10-1 と 10-2 の案の 1 のところですけど、
1:12:20	グレーチングのところの乾式って書いてあるけどもそうではなくって、10-2 と 9-2 と 8-2 っていうこの三つに対して、
1:12:28	期待してるっていうそういう説明だったってことですか。
1:12:31	はい。関西電力吉田でございます。おっしゃる通り、表の記載、一部誤っております、小さい火災をすべて、この
1:12:43	一番高い場所の煙で感知するということではございませんで、今の 8-29-20-2、これらの煙、
1:12:54	すべてを期待して、漏れが確実にという考えでございます。
1:13:09	ニシウチですちょっとじゃ、
1:13:11	長らくわかってきたんですけど、そうするとですよ、まず案の 1 と案の 2 で、何か範囲が違うんですよ。
1:13:20	案の 1 は低階層のものも含めて書いているで案の 2 は一番上だけを書いているそれが期待できる、その度合いは変わってくるのあたり前ですよ。
1:13:28	何かそこら辺がですねちょっとバランスが合ってなくて、
1:13:31	まず何を表現したいかよくわからなくなったなっていうところがまずあります。
1:13:36	なのでちょっとこれは多分表だけだとちょっとあまりイメージが合わなくて少なくとも今のお話をするのであれば案の 2 にも、その 8-29-2 ですかね、の部分の感知器が入ってこない、条件合わないですよ。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:13:48	条件が合っていない状況で、比較をされても何も意味がないので、まずそこを合わせてもらうのがまず大前提かなというふうにまず感じます。
1:13:59	棚橋でございます。ちょっとすいません整理が悪くて申し訳なかったんですけども、これおっしゃるように、15 ページと 14 ページで、
1:14:09	ちょっと考え方も少し変わっちゃってるんで、
1:14:12	ここは合わせるように、修正したいと思います。
1:14:16	その際にどの感知器に期待するのかっていうのを明示したいと思います。
1:14:23	規制庁西内です。およそ今までさんざんここ話をしてたのはその上どうするかって話が前提にあるので、何か下の方がちょっとあまりお互い共通意識持ってなかったのかなっていう部分だと思うんですけど。
1:14:34	そうですね 14 ページの方はどっちにしてもその低階層の部分にあればある程度期待できるでしょって話なのかなと思っていてで、
1:14:41	一方でちょっと、内野河西のイメージ、今のが最初に発熱量焼酎大みたいな話をしましたけど、今野が言ってた庄野イメージは、まさに低階層の二つに期待をする。
1:14:54	中のイメージがこのまさに 15 ページの評価。
1:14:57	15 ページの方でどうかという話のイメージで、大の方になると、もうそれはいわゆる、
1:15:05	トップに当たって流れができるよねとかそういう流れ、要はもう循環するみたいなそういう流れの話のイメージなのかなと思うんですけどちょっとそこら辺の感覚を合わせておこうかなということです。
1:15:17	規制庁の杉ですけどまああのニシウチってことは当たってるんですけど多分どこに期待するが先に行くに変なんで、多分煙がどういう現象で、
1:15:28	上まで行くのかであるとか、ちょっとこう、ちょっと今 21 位がしゃべったところでちょっと西さん自身が補足してくれる。
1:15:42	もう少しそうやって丁寧に言うと、小の場合は、いわゆる、
1:15:49	例えばイメージしているのはちょっと具体的に定量化表はなかなか難しい話ですけど、イメージはこの案の 1 で言ってるようなこの一番高いエレベーションの部分、設置高さの一番高いエレベーションの部分。
1:15:59	ですら上がらなくて、要はもう低層の部分なんか漂うようなイメージですよ。
1:16:05	で、
1:16:12	規制庁スズキです私の方から、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:16:16	それでまず 14 ページで、煙がCM遠くまで上昇しない想定って書いてありますけど、
1:16:22	これが、
1:16:23	発熱量が小さい時の話で、必ずこうなりますっていう話ではないと思っ ていて、
1:16:31	先ほど関言ったように、現象論でまずちょっとちゃんと考えましょ うと。 で、
1:16:38	ね、発熱量が少ない火災のときに、
1:16:41	下限の周りの空気があんまり暖められないので、空気の密度差があ まり生じなくて、
1:16:48	それで、上昇流が生じたとしても、
1:16:52	それが上に上がっていくに従って、だんだんだんだん雰囲気元と同じ になってきて、
1:16:58	上昇流という、ドライブはなくなりますよ。だから、
1:17:04	トップまで煙を随伴することができないんです。いやそれは確かそう です。
1:17:10	そうすると、
1:17:12	次は何ですかって話なんですよね。
1:17:14	そうそうこれ多分、これ煙って、10 ミクロンぐらいのエアロゾルな ので、
1:17:20	これ質量持ってるから、重力沈降しちゃうんですけど、
1:17:25	ただ多分、
1:17:26	空気のブラウン運動で、
1:17:29	拡散の項が支配的になって、それで拡散してくと思われ るんですね。
1:17:35	そうすと重力沈降より勝つんじゃないかと。
1:17:37	だから、
1:17:38	全然上に上がりませんって、じゃなくて、ゆっくり広がって くんだらうなと。
1:17:45	それが、
1:17:46	当然重力沈降の項もあるから、
1:17:48	上に広がってくよりかは横に広がって高が若干早い。
1:17:54	多分そういう現象だろうなっていうふうに思うので、
1:17:57	下にある、
1:17:59	煙感知器の方が、
1:18:01	確実に拾えるでしょうねっていう話だと思 うんですね。
1:18:05	一方で 15 ページ、これ、火災の、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:18:08	発生する熱が大きい。
1:18:11	これ、まさにですね、関西電力が、
1:18:15	FLUENTで解析しましたって言うような状況を表してると思うんですけど。
1:18:21	その場合は、結局、天井まで、空気の、
1:18:26	上昇があって、またそこでも運動量を失わずに、結局ぶつかってベクトルが変換されて、壁に沿って加工してくるので、
1:18:37	大して流れる流、
1:18:39	対流で、全体的に流れが生じますと。
1:18:43	そういう話をされていると思うんですね。その場合については
1:18:48	どの辺の感知器が有効なんですかっていうところを先ほど、
1:18:52	何か時間ファクター的な話でね、ちょっとされたと思うんですけれども、そういうことなんだろうなど。
1:18:58	真ん中ぐらいって、
1:18:59	何かっていうと、
1:19:01	結局、
1:19:03	上に上がって行って、
1:19:06	運動量がかかりそこで失われる。
1:19:10	けれども、次々と下から、
1:19:13	その同じぐらいの、
1:19:16	上昇のしてくるものが次々と供給されていく。
1:19:20	そういう状況で、Kモリイは、先ほど言ったように、
1:19:24	たくさんと、それから重力沈降で下に少しずつ置いていくと。
1:19:29	そういう状況は、が一番多分上にたまるような、
1:19:33	状況なんだろうな。
1:19:36	火災の規模は、
1:19:38	ここは今考えないので、感じとしては漏れなく感じできる。
1:19:43	ただそういったバリエーションを考えたときに、
1:19:46	どこの感知器が、
1:19:48	有効なんだろうねっていうのを考えて説明をしていただきたいなっていうのがこちらの、
1:19:55	考えている。
1:19:56	所です。
1:19:58	まずそこが一致しないと、多分、
1:20:01	みんなそれぞれの思いで、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:20:04	話をしてみんな多分言ってることバラバラになると思うので、そこをちょっとまず、関西電力の
1:20:10	心象なり、
1:20:12	思ったところを言っていたきたいんですけどもいかがでしょうか。
1:20:22	関西電力吉田でございます。は小さいもの、
1:20:29	と、大きい自然対流が発生するレベルのものは二つありますけども今鈴木さんもおっしゃった中のもの、これは自然対流。
1:20:39	が発生せずに、上にずっと溜まっていくというモードのことをおっしゃっているのかなというふうに考えます。
1:20:49	ちょっとそこについては今資料化できておりませんので、それについてもですね、この案の比較表を作りまして、最適な場所、
1:21:02	について検討させていただきます。
1:21:08	感染でコモリです。
1:21:11	あと、ちょっとなかなかイワノ中のイメージ、よくわかりました。ちょっと我々十分今までくみ取れてなくてちょっと議論がかみ合わなかったのかなというふうに思います。
1:21:23	ですので、これ実際のちょっと解析のパラメータをいじって測るものなのかそれともう、FDP数のモデルがまさに、ある意味一番保守的に、
1:21:37	滞留なしで上から溜まっていくものなので、それが説明可能なのかというのもちょっと含めてですね、ちょっと我々の方で持ち帰って検討して、
1:21:47	どのような説明が適切かというのをちょっと考えたいなというふうに私聞いてて思いました。
1:21:55	規制庁都築です。多分ねものすごく難しく考えられてるんだと思うんです。
1:22:01	先ほど大の場合の時間的ファクター
1:22:05	みたいなことを説明されたんですけど、
1:22:07	時間的ファクターって、
1:22:10	何の議論なんですかって話なんですよね。
1:22:13	最初CVの健全性の話はこれ時間的ファクターあります。
1:22:18	で、
1:22:19	それ以外に、雰囲気温度、
1:22:22	に対して中にある。
1:22:24	安全停止に必要な設備、それから、
1:22:29	貯蔵だったり、Cvそのもの閉じ込めってというような設備、
1:22:34	これらが、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:22:35	環境影響を受けないような、
1:22:39	状況であったら、
1:22:40	コイケモリイも含めてでしょ。
1:22:43	であったら、別にそのままでもいいじゃないですか。
1:22:47	と私は思うんですね。
1:22:49	だって、何の影響もないんですよ。
1:22:52	そしたら時間ファクター関係ないですよ。とにかく、
1:22:56	まず厳しい。
1:22:58	状況で、そもそも火災影響として、
1:23:02	物は壊れません。
1:23:04	で確認されてればその時間内でどれだけ時間たっているんじゃないじゃん。
1:23:09	個人的には思うんですよ。ただただその中で、
1:23:13	それだとしても、やっぱり有効に感知できる場所はどこですかってやっぱりあると思うんですよね。
1:23:19	現象として、
1:23:22	なんで、今言われたその解析で、
1:23:24	発熱量をいじってみてや、やりましたとか、
1:23:28	そんなことまでやる必要が本当にあるのかなっていうふうに思ってるんですね。
1:23:37	とということなんですけど、いかがですか。
1:23:43	関西電力駒井ですまさにおっしゃられる通りかと思います。やはりアプローチとして、解析条件いじってとか、それが、いうアプローチよりも、
1:23:57	もちよとあって定性的にといいますか、SDASDPS等を用いてですね、単チャンのものとしては持ちますと。
1:24:08	そういった上で、感知としてどのような時間、
1:24:15	ファクターは、仮になくてもちゃんと持つってことを示した上で、それぞれの高さっていうのが、どれぐらいの感知時間の
1:24:25	一番遅くなったとしても、どれぐらいの遅れになって、
1:24:28	そうしたときに、我々として、総合的に勘案して、どこに設置するのが最も適切と考えるかと。
1:24:37	いうことをちょっともう一度、お示し、
1:24:40	することが必要なのかなというふうに理解しましたけど、違っておりますでしょうか。規制庁スズキサノものもつかもたないかって、一番最初にお話されましたけど、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:24:50	そこは火災の影響評価のところだと思ってるんで、感知性能ではないと思ってますね。
1:24:55	そこだけはちょっと切り分けて、
1:24:57	考えた方が、
1:24:59	いいのかなと思ってるんですけど、ちょっとその辺も含めて、
1:25:03	しっかり確認していただいた方がいいかなと。
1:25:34	規制庁の関です。そういう意味では、
1:25:38	ちょっとこの中 49 の表がやっぱり、
1:25:41	何か悪い影響を与えるというような気がするんでまずは、やっぱり神吉のところの小中大というところで見えて、
1:25:50	どこが漏れなく確実に検知できるかっていう視点で、
1:25:55	まず表を 1 枚作っていただくっていうのが、はい。
1:26:00	必要なことかと思えます。そこに何か設備の成立性とかっていうのは、まぜ込んで話をしてしまうと、これが何か破綻の元ですし、
1:26:10	それがちょっと選択肢を狭めてしまった。
1:26:14	2 人であるとか、
1:26:16	また逆に、
1:26:20	選択肢狭めるそれから何か悪い方向に行ってしまうっていうちょっと現況読んでるような気がするんで、ちょっとそこは切り分けて考え、整理をしていただくということをお願いをしたいと思い
1:26:34	成立で成立性の話ってこの、このままするんだっけ、この後すんだっけ。
1:26:41	規制庁の岩根成立性の話は
1:26:45	今でも今回ちょっと検討されますっていうことだったので、ちょっとこれ以上はもうできないのかなと思ってるるところなんですけど。わかりました規制庁の関です。
1:26:55	一応成立性をちょっとお考えいただくということで、なのでちょっと考えていただくということだと思いますけれども、ちょっと
1:27:06	先取りして申し上げておくと、やっぱりちょっと労安を、
1:27:14	規則上懸念があるとかっていう、
1:27:17	お話はわかるんだけど、今までもこういう話して最初、どこにつけるべきかの議論のところからあって、懸念だけだと困るんですよできるのかできないのかそこははっきりして欲しいんですよって話あると思いますんで、
1:27:32	そこ話したんだっけ。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:27:35	そうですね感じね。はい。
1:27:38	そういうことですか。それ別ね。はい。ちょっと、
1:27:42	なんなのでちょっとそこは懸念持ってます。ちょっとそこは別にまた今のご説明あるようなんで。はい。ちょっとすいません先走りました。じゃあ、とりあえず幹事についてはここで以上にしましょう。
1:27:55	規制庁、
1:27:55	ありがとうございます。では二つ目のこの感知性能及び網羅性の確保というところについては、また所、条件ごとに条件ごとにカバーパターンごとにちょっと説明をお願いします。
1:28:07	下に1個下に行って、次設置の成立性っていうところですね、これはすいません先ほど関の方が確認をしたところなんですけど、この
1:28:17	労働安全上の懸念があるっていうところの意味するところが、
1:28:23	労働安全衛生法であるだとかっていう他法令に抵触するようなものをイメージして書かれているのか。
1:28:30	どうなのか、もしそういうものであれば、当然、それに準拠閉じ法令遵守しなきゃいけないので、できないってのはわかるんですけど。
1:28:41	もし技術的にできるのであれ、できるのであればしっかり安全に計画を立てて、実施してくださいということだけになるので、あまり理由にならないような気がするんですよ。このところちょっと説明をしてもらってもよろしいでしょうか。
1:29:01	はい。関西電力吉澤でございます。ここについては懸念があるということで、法に抵触するということとは異なります。
1:29:12	ただ懸念というか、実際、我々設置する時には、協力会社使ってますね、工事発注してやってもらうことになるんで、
1:29:26	本当にそこにつけなければ、
1:29:31	火災を感知できないという。
1:29:34	ことが確実であればですね、そういう安全も、
1:29:41	懸念ありますけども、そういう工事を発注してやってもらうということは、やるんですけども、
1:29:52	実際案の1と案の2、比較して案内しても、感知できるというふうを考えている中で、案2についても、設置、
1:30:06	するという事は、できれば避けたいというのが、本音のところでございます。
1:30:16	規制庁のようです。
1:30:18	設置の成立性っていう項目って、まず、どうなのか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:30:23	ていうところをまず、せ、し説明をした上で最終的にどれ判断、どれを使うのかっていうところの判断はまた別の項目なり、
1:30:34	何なりで説明されるのかなと思ってんですけどあくまでその成立性っていう点で、できるのであれば丸出しできないんであればまず出すっていうそれだけ、ここの項目においてはそれだけだと思ってますね。
1:30:46	なかなかそれ以外の考えがここには入ってきようがないように思うんですけど。
1:30:58	規制庁スズキ多分何か思いが先行しちゃってて、
1:31:03	何か表がおかしくなっちゃってる気がして、別に総合評価なりね、いや別にこれ、
1:31:11	コストだってそうだし、
1:31:13	リンクだってそうだし、或いは、
1:31:17	それ点検この間時期点検するためだけに足場組んで、
1:31:21	上まで行ってんでは佐橋ババらして、すみませんこれ1ヶ月かかりますと。
1:31:27	これが定型のクリティカルになっちゃいますとかね。
1:31:30	それだって理由ですよ。
1:31:33	そそういうところがはっきりして欲しいんですよ。
1:31:36	我々何がネックなのかわかりよくわかんないですねこの表だと。
1:31:40	ドイツということをイワノは言わんとしてるんですけど、
1:31:43	よろしいでしょうか。その辺、
1:31:48	はい。関西電力吉田でございます。よく理解できました。
1:31:53	設置の成立性保守点検の成立性、これは成立するのかわからないのか、それだけを考えて、判断を入れると、今のその懸念であるとか、いろんなファクターについてはまた、
1:32:07	別の項目として、
1:32:12	評価してですね、最後、総合的に判断ということかなというふうに理解しました。そのように表を見直したいと思います。
1:32:24	はい。規制庁の岩間です。お願いします。
1:32:27	で、水1個下の保守点検の成立性っていうところも、同じようにその労働安全上の懸念があるってところはおんなじ議論です。その上でその保守点検っていう意味でいうとですね、
1:32:39	火災防護審査基準の
1:32:42	7ページ目のところなんですけども、
1:32:48	2.2.1の感知消火、感知爾見付設計のところの参考のところのですね、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:32:57	一番下のところなんですけど、感知器取付面の位置が高いこと等から、点検が困難になる恐れがある場合は、自動試験機能または遠隔試験機能により点検を行うことができる感知器が用いられていること。
1:33:12	というふうな記載があって、点検においては、そういった機能を使うっていうことも、近江
1:33:20	想定しているものですので、そういったことができないのかできないのかということも含めて、もう一度この
1:33:27	保守点検の成立性というところを検討してもらい、いただきたいと。
1:33:31	いうところですよ。
1:33:34	これについてはいかがですか。
1:33:39	はい。関西電力吉澤でございます。おっしゃるように高所につけた感知器についても遠隔で試験もできるので、
1:33:48	そういう観点も記載させていただきます。我々保守点検として考えているのはそういった定期的な点検と、あとは感知器が故障したときの、
1:34:01	取りかえの対応ですね、こういったものを考えてますんで、それぞれ評価する必要あると思いますんで、
1:34:10	記載を明確にしたいと思います。
1:34:14	はい。規制庁の岩間です。お願いします。その上で今
1:34:19	壊れたときの2、数ヶ月時間を要するっていうところなんですけど、これは案の3-1のところの保守点検の成立性っていうところのまた書きのところに多分書いてある内容だと思うんですよ。
1:34:32	これについては、例えば複数付けることによって、同じ箇所に複数付けることによって、
1:34:41	単にその経年劣化みたいなで壊れるものについては、同時に壊れるとは考えにくいので、そういった対応ができるのかっていうところの検討もできると思うので、
1:34:51	そういったところも含めてちょっとこの保守点検の成立性のところの記載は、見直しをしていただきたいと思います。
1:34:59	よろしいでしょうか。
1:35:03	市長付でちょっと補足します。今今野が経年劣化でって言い方したんですけど、経年劣化は同時に故障すると思って、偶発的な故障は同時に故障しないだろうなっていうところで、
1:35:16	経年劣化についてこれはその点検の
1:35:22	電源なり交換の

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:35:24	計画に基づいてしっかりやればいい話ですのでちょっと偶発的な故障については、
1:35:29	こういうまた書きのところについては不同じ箇所 2ヶ所付けると、二つ付けるとか、そういうので対処できるんじゃないですかってことを言いたかったってことです。以上です。
1:35:40	規制庁のヤマネすみませんそう。そうでした。言い間違えました失礼しました。
1:35:45	この表については、
1:35:49	また、修正をしてもらって最終的にこの表以外の観点で最後何かしら感知器の線。
1:35:59	最終的な設計を決めるのであればそこも含めて最終的な評価をして説明をしていただければと。
1:36:07	この投票に対協というかCvの
1:36:11	感知器の設計については浅井セキさんです。お願いします。
1:36:16	はい。規制庁の関です。大体、今の言ってることで足りてはいるんですけど、最後私申し上げたいのは、
1:36:24	成立性についてはやっぱ成立するしないというのを事業者としてはっきり、
1:36:32	言ってください。
1:36:34	多分最後に、こういうことだから、保守点検作業が成立しないであるとかね。
1:36:40	ていうところまで言い切れるのかどうかっていうのはやっぱりしっかり、
1:36:44	会社の中、支社の中で検討して、
1:36:48	出していただいてそれをもとにちょっと審査会合しないと。
1:36:54	堂々めぐりが始まってしまいますので、そのところはよろしくお願ひしたいと思います。
1:37:01	ちなみにここ前回保守点検のところ、私案の 3-1 を引き合いに、
1:37:11	結局整理しないっていうのをこういうことなんじゃないっていうことは前回、
1:37:16	申し上げたつもりではいるんだけど、申し上げていてそうそうだっていうご返答もいただいたんだけどやっぱそのところがきちんと書けてないのかなっていう印象もありますので、
1:37:27	そのところはちょっと、前回のところもよく、
1:37:31	そちらおっしゃったこともよく確認の上、
1:37:34	はっきり、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:37:36	して、
1:37:37	ください。3-1についてはそうかなというふうに私は思いましたってのは言いましたので、はい。よろしくお願いします。
1:37:46	はい。規制庁の岩間です。すいません。あとちょっと1点だけ確認だけなんですけど資料の19ページのところで、
1:37:53	ポール案の2のポーラークレーンのところにつける感知器の設置の高さっていうのは前もらった資料だと、ポーラークレーンの上のところについてるような、
1:38:03	説明だったんですけど今回幸楽苑の下のところ、
1:38:07	なっていて、これは何か設置場所が、実際は違った、つけられる場所が実際は違ったっていうことですか。
1:38:18	はい。関西電力吉田でございます。前はポーラークレーンに乗って作業するんで、ポーラークレーンの上だろうというところで、
1:38:28	記載しておりましたが、よくよく確認したところ、ポーラークレーンの橋げたと同じ位ぐらいのエレベーションだったので、
1:38:39	今回、記載を適正化したということでございます
1:38:45	規制庁の岩根です。承知しました。ありがとうございます。
1:38:47	それではCVの設計については以上にしたいと思います。
1:38:52	次の項目なんですけど、資料1の2ページをお願いします。
1:39:03	資料1の2ページのところで、
1:39:06	コメント回答として、エリアの内外にかかわらず有効に火災を感知できるように設置するという、設計の考え方を記載するっていうことで、その考えを踏襲して修正しましたっていうところが、
1:39:19	回答の下のところですね、原子炉格納容器ループ室のっていうところから、いろいろと説明をされているんですけど、
1:39:27	ちょっとこちらドイが、
1:39:29	イとして指摘した内容と、
1:39:32	微妙にずれてるような回答が来ているように思ってたこちらがまずし、どいう指摘をしたかったかっていうところをちょっともう一度、ご指摘の後、確認をしたいと思いますここでちょっと指摘をしたかったのはですね、
1:39:45	エリアの内外にかかわらずっていうところなんですけど、図面を見、ポンチ絵を見た方がわかりやすいと思うので資料の2-20ページの、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:39:57	格納容器の設置のところを見ていただきたいんですけど、当初関西電力はできるだけエリア内につけられるところにつける設計をしますと、そういう設計、考え方をしますというふうに説明をされていて、
1:40:12	格納容器ループ室のところ、7-2 っていうところよりも下のところのエリアですね、ここの感知、ここの煙感知器については、
1:40:22	エレベーションの●●(非開示情報)、すみません、間違えました。今は光情報等で修正しますが、
1:40:31	エレベーションの 7-2 っていうところの、エレベーターとか 7 の 2 っていうところの高さの煙感知器でに期待するとともに、上のほうのグレーチングに抜けていくものについては、
1:40:44	オペフロのところにある感知器で、にも期待をしますというふうな説明をされていて、できるだけエリア内につける。
1:40:51	方針だということであれば、例えばその、
1:40:54	9 の 1 っていうところまでを、
1:40:59	ループ室っていうエリアにした上で、9-1 っていうところに煙感知器をつけるっていうふうにするべきではないのかっていうことを最初指摘していたんですね。ただ、前回のヒアリングで、いや、
1:41:12	できるだけエリア内につけるという設計ではなくて、有効に感知できる場所につけるんですっていうふうな設計だったので、ループ室の設計としては、
1:41:23	この 7-2 っていうところの高さにある感知器とエリア外だけでも、9-1 っていうところにある煙感知器に期待をすると、そういうふうな説明をされると。
1:41:34	されているというふうに理解してたんですけど、ここのところの説明はちょっとそういうふうな説明ではなかったのでもちよつとこちらの指摘がうまく伝わってなかったのかなと、そういうふうにちょっと理解をしています。
1:41:45	で、今のちよつとこちらの指摘はご理解いただけましたがまず、理解していただけたかどうかというところ、回答お願いします。
1:41:53	はい。関西電力吉田でございます。
1:41:56	今、岩野さんがおっしゃったことで、こちらもよくわかりました。ちよつと、指摘の意図を間違ってたかなと。
1:42:08	ております。
1:42:09	おっしゃった通りの設計ですんで、そのように、回答は見直したいと思えます。
1:42:18	すみません監査委員の棚橋です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:42:21	本当にわかってますか。
1:42:25	今おっしゃったのは我々の説明としてはモリモトエリア内につけるところにつけますというご説明をしていたということで、ここで言うと、
1:42:35	例えば5-1とか5-4とか6-2とかいう、そういうエリア。
1:42:40	ごとにつけるところにつけますと、
1:42:42	いうご説明をしていたにもかかわらず感知は、
1:42:47	それより高いところグレーチングなので、高いところのところで感知もできますと。
1:42:53	というようなことをご説明したと。
1:42:56	ご質問は、
1:42:59	どれで感知するのかっていうのを明確にしてくださいという、そういうことでしょうか。
1:43:06	すいません規制庁の岩戸です。衛藤。
1:43:09	質問というか確認をしたかったのは
1:43:13	さっき言った設計の方針っていうのができるだけエリア内につきますっていう説明から、
1:43:20	感知が有効に感知できるところに説明しますっていうふうな、説明に変えたのは、そもそもそのオペフロのところの設計の話ではなくってこのループ室のところの煙感知について、
1:43:34	どこに、の感知器に期待するんですかと。それは、こういう考え、力できるだけ有効に感知できるっていう考えから、ここに付けるんです。それが9、今っていうところの9-1なんですっていうところの説明を、
1:43:47	しっかりしてもらえればよかったのかなと。
1:43:52	すいませんちょっとエリアごとっていうのは、私の認識だとそのループ室っていうエリアで考えていて、今5-14-2、5-1と5-4と、
1:44:03	あと6-2と7-2っていうところは、ひとまとめでエリアにしていると、このエリアっていうところの煙感知について、
1:44:12	どれの感知器で期待するんですかってそういうふうに、に聞いたかった。
1:44:17	いうところですよ。
1:44:21	わかりましたどの、どのエリアがまずエリアなんだと、いうのを明確にした上で、どの感知器で、
1:44:30	検知するのか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:44:31	それがそもそもの方針と整合しているのかと、そういうことをおっしゃっているわけですか。はい。規制庁の今野です私はそのすみません、話でした。
1:44:46	規制庁スズキサノ。
1:44:48	エリアの中で、感知、
1:44:50	すべきということは、
1:44:53	規制庁としてはこだわってなくて、それを関西電力の
1:44:57	設計の考え方として最初そういうことを示されてきて、
1:45:01	エリアというのはこういうふうに定義しますっていうところも一生懸命説明されてたんですけど、結局この、
1:45:08	ループ室にしても、オペフロにしても、この下のシンプル配管数から繋がってるところもそうなんですけど、
1:45:15	エリアの中で感知するっていう説明がなかなか、
1:45:19	されなかったので、
1:45:21	そこは別にエリアを問わず、有効なところで感知するっていうだけなんじゃないんですか。あくまでもエリアってのは、
1:45:29	エリアに分けて、
1:45:30	感知器の設置設計をするとやりやすいところにおいて、孔口面という言い方よくないですけど、
1:45:38	一つのやり方としてそういう説明をただけであってCVなんかは必ずしもそうでもないよと。
1:45:44	それはそれぞれの、
1:45:46	適材適所のところで、
1:45:48	どういうふうに設置するのがいいかっていうところは、考えますっていうだけだと思っていて、我々が特段エリアにこだわってるわけじゃないので、宗が勘違いされないようにお願いします。
1:46:01	はい。承知しましたタナハシです。
1:46:04	はい。規制庁の岩間です。このページについては私からは以上なんですけど他に皆さんから何かあればお願いします。
1:46:14	はい。規制庁の岩間です。そすそれではですね今回出してもらった資料については、私から聞きたい。確認したいことは、以上で、
1:46:23	それ以外のところについてこれから入っていこうと思うんですけど、全体通してウェブも含めて皆さんから何かありますか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:46:33	特段何もないようでしたらちょっと資料にはないところなんですけど今後ちょっと審査をまとめていく上で、まだ残っている事項が幾つかあるので、ちょっとそちらに鈴進んでいきたいと思います。
1:46:45	まず、一番大きいところはですね今大体その設計については固まってきて、おそらく基本設計方針がもう欠ける状態になってると思っているので、
1:46:55	基本設計方針を次回のヒアリングの資料としてそうですね基本設計方針案っていうのをこれまで通り出してきていた出していただいてましたけど、ちょっとそういった形でちょっと基本設計方針について説明していただきたいと。
1:47:09	で、その上で、
1:47:13	1点ちょっと中、確認をしておきたいところがあるんですけど、保安水準を使った
1:47:22	やり方設計っていうのはこれまでもあってですね。
1:47:26	その時にその保安水準って十分な保安水準っていうのは、関西で電力会社から主張するものではなくて、あくまでその規制側として最終的に十分な保安水準があるかどうかというところを確認するものなので、
1:47:40	その十分な保安水準という言葉を使って説明するのはちょっとふさわしくないかなと思っています。ですので過去の基本設計方針の書き方を確認していただいて、
1:47:53	十分な保安水準というようなのを使わないような書き方で、基本設計方針のところは書いていただきたいと思っています。
1:48:02	そうですね。また、新資料、基本設計方針をちょっとまとめた上で資料の提出をお願いします。
1:48:09	これについて関西電力のよろしいでしょうか。
1:48:18	はい。関西電力、牛島でございます。
1:48:21	私どもが基本設計方針を記載するにあたってちょっとこれまで十分な保安水準というものを設定しながらのご説明をしてございましたが、今回の
1:48:31	本来のですね、保安水準については規制庁殿が、それを仮合格に行って認めていただくものと認識してございますので、その記載について注意を払って、見直すということで、承知いたしました。
1:48:46	はい。規制庁の岩野です。よろしく申し上げます。
1:48:51	明日お待ちください。
1:49:04	どのようなですか。よろしいですか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:49:09	関西電力嶋でございます。これまでですね十分な保安水準ということの、意味することの定義というものをですね、十分に議論させていただいたと思ってまして。
1:49:21	保安水準という言葉を使わないまでもですね、その意味するところ、定義で、こういった区画の中でですね、ちゃんと感知が網羅的に、
1:49:31	感知できるといった趣旨のことはですね、しっかりと書く必要があると思ってございます。なので十分な保安水準というキーワードは使わないまでもですね、
1:49:41	考え方はこれまで合意されたものをですね、しっかりと書くということかと、そのような理解をいたしました。
1:49:47	はい。規制庁の今野です私も同じ認識です。
1:49:51	藤。よろしく申し上げます。
1:49:55	はい。それでは、次ですけども、
1:49:59	えーとですねすみませんし、補足説明資料の 100、278 ページをお願いします。
1:50:08	これ前回の審査会合の資料 1-2 っていうところの資料ですね。
1:50:34	すみません。
1:50:37	参考 1 って書いて規制庁のように参考 1 って書いてあるところの、火災感知設備の技術基準規則上の整理についてって言われたらで書いてある資料のところのページです。
1:50:52	通しページで言うとすみません 278 です。
1:51:03	278 ページです。
1:51:21	はい、えっとですね笠井監事設備が、
1:51:25	DB設備に該当するのかわかるかと、安全施設に該当するのかわかるかとかっていうところのそのポンチ絵が示されているページになります。
1:51:49	完成品の福島でございますちょっと弊社の関係者、一式でちょっと用意してましたので、弊社の関係者が持ってる資料でいきますと、
1:51:59	492 ページの、
1:52:02	ベン図といいますか、技術基準規則上の整理で笠井幹事設備がどこに位置付けられるかという。
1:52:11	この資料のことかと理解しております。事業本部含めて関係者、そちらの方でご確認ください。
1:52:23	はい、すみません規制庁の岩田です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:52:26	ここについて確認したいのはですね 10 条の安全設備が該当する機関間施設間感知、火災感知器、感知設備が 10 条の安全、
1:52:39	施設に該当するのか十四条の安全設備に該当するのかどうかというところの確認なんですけど、
1:52:47	その 14 条のところの安全設備っていうのは許可基準規則の
1:52:54	三条の 2 号の 5 項、
1:52:57	のところに書いてある、安全機能を有する設備かどうかというところだと思う。
1:53:03	が、に該当するかどうかというところで、火災感知設備が安全施設に該当するかどうか。
1:53:10	っていうところが決まると思うんですね。そういったときに、その 5 項の、
1:53:15	ところで、当案原子炉施設の安全性を確保するために必要な機能であって次に掲げるものをいうというところで、イとロっていうのが出てくるんですけど、
1:53:26	その機能喪失、その機能の喪失により、原子炉の運転に異常な過渡変化が、または DBDBA が発生しこれらにより、
1:53:36	公衆または従事者に、
1:53:40	放射線障害を及ぼすような恐れがある機能かどうか、交換機がなくなったらこういうことが起きるかというところ、私はこれ、そこに該当しないと思っています。
1:53:51	またその炉の方についても同じように、感知器がなかったとしてもですね、
1:53:57	公衆または従事者に及ぼす、
1:54:00	押す放射線障害を及ぼす恐れがある放射線障害を防止していうところがそう起きるとも思っていないので、やっぱりこの五行の安全機能に該当するような機能の火災感知器は持っていないと思っているんですね。
1:54:12	関西電力としてこのところはどういうふうに考えて、この安全施設に該当するっていうふうに、
1:54:20	考えているのかどうかというところをちょっと確認をしたいと思う。
1:54:33	すいません。分室の方でちょっと控えている、関西電力の熊倉さんちょっとお願いしたいのですが、確か条文性については補足説明資料か何かで、
1:54:47	条文整理表か何かで示してましたでしたかねとすいませんちょっと確認です。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:54:58	はい。関西電力熊倉です。少々お時間いただけますでしょうか。
1:55:03	はい、規制庁の岩野です。承知しました。
1:55:25	今探していただいている間にこの条文整理のところはかなり、最初の段階に行ったところでこれに関する補足もあったかと思imasるので今クマクラの方に確認してもらっているところでもあります。いずれにしましても、
1:55:39	今のご質問のイトウに対してですね、お答えできる資料が必要ということで、認識はしてございます。
1:55:48	福嶋でございました。以上です。
1:55:50	関西電力熊倉です。
1:55:53	ちょっと補足説明資料前回審査会合のときに提出させていただいたもの一式で提出していると思ってるんですけども、補足説明資料の5-2というところに条文整理表についてという、補足説明資料添付してございます。
1:56:10	そちらはですね第5-2-1表ということで、適用条文の整理結果というのをお示してございます。その中に、そ、まず資料なんですけれども、
1:56:23	今の岩野さん含めて、お手元でございますでしょうか。
1:56:32	もし熊倉さん画面でアップってできますですか。
1:56:40	都築。
1:56:42	監査委員の熊倉ですけれども、
1:56:45	どう、
1:56:47	この規制庁さんの方にちょっとお伺いしたいんですけども今回提出した資料ではないんですけども、こちらの条文整理表、以前提出したものとして、ちょっと画面共有させていただくことは可能でしょうか。
1:57:00	すいません規制庁の今野です。画面共有できるのであればお願いします。
1:57:06	はい。関西電力熊倉です。ちょっと準備をさせていただきますので少々お時間いただけますでしょうか。
1:57:13	はい。規制庁の岩根です。承知しました。
1:57:30	関西電力小森です。クマクラ文庫答えとして、該当するのかわからないのかは、すぐ答えられない。
1:57:41	関西電力熊倉です。今この補足説明資料の中でですね安全施設について該当する。
1:57:49	というふうに整理してございます。
1:57:57	関西電力の話です。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:57:59	その資料、事業本部でも物でも結構ですけどもその資料には、理由は書いてないんですね。
1:58:08	すいません、関西電力熊倉です。その理由につきましては、重要度分類に関する指針において、1 掛けというのは、この安全施設というのに対し、対象。
1:58:21	消火系はその安全施設の対象というふうにしていて、火災感知設備はこの消火系の関連系というふうに分類しておりますので、
1:58:31	安全施設に該当するというふうに整理していることを記載させていただきます。
1:58:40	関西ウシジマでございます。今事業本部の関係者ニイツにはですね、手元の資料の 446 ページに条文整理表がございまして、
1:58:51	十四条のところで、今、熊倉君が読み上げてくれたようにですね、安全機能を有する構築物系統及び機器、
1:59:02	本条文を適用すると、消火系は対象として、感知器設備は関連系、クラス 3 で安全施設に該当するので、審査対象条文とすると。
1:59:13	いうことで記載させていただきます。
1:59:17	以上でございます。
1:59:21	規制庁スズキでそこについては、
1:59:25	イワノが着任する前に議論した内容で、
1:59:29	その内容については、そういう整理でいいということについては規制庁は、
1:59:38	認めているわけではない。
1:59:40	なぜかという、旧安全委員会の安全機能のジュール利用度分類を見ていただくと、
1:59:47	明らかに消火設備だけであって、その間接関連系として、
1:59:53	或いは直接関連系として何があるかっていうところは特段うたってなくて、
1:59:58	かつ、設置許可のテンパチでも、そこを示されていないので、
2:00:03	多分、関西電力の言い分としては、
2:00:07	消火系での 5 自動消火設備、
2:00:11	として見たときに、当然そういう自動消火の、
2:00:16	トリガーとなる。
2:00:17	感知器ですね、これは、
2:00:19	単なる感知器じゃなくて、消火設備の一部である感知器がそこに含まれていて、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:00:24	かつ今回はそれを感知式设计の方に流用するっていうふうに、
2:00:30	言ってそれを利用するのみ、別に認めているので、火災防護審査基準の中で、
2:00:35	あそこは構わないんだけど、だから、結局すべての感知器が、
2:00:40	MSさんである消火設備の関連系なんだっていう、何か論理展開だったと思うんですけど。
2:00:48	そこは規制庁として、そうであるってことを認めているわけじゃないですけども、
2:00:54	関西電力としてはそういう設計をするんだっていうふうに宣言をされたものと、
2:01:00	実
2:01:01	を持っているというだけで、そういう設計をされるんだったらそうですねって思ってるだけなんですね。
2:01:07	そこはあんまり
2:01:10	はっきりする必要私は、
2:01:12	ないと思ってて、そういう設計をしていきます。そういう説明をしていきますっていうふうに、
2:01:18	関西電力が、
2:01:20	そこを表明されていると。
2:01:23	いうことなのかなと思っています。
2:01:28	はい。関西電力主務でございます今スズキ様が過去の説明も含めて、整理されたところございまして、私どももこのような趣旨でこれまでは説明しておりましたし、
2:01:41	パソコン会においても、ご質問を受けたときにもですね、同じ考え方で説明しているところでございます。それについて認めていただいたとか、いただいてないとかそういったことを申し上げている意図はございません。
2:02:04	規制庁西内です。ちょっと1個だけ確認なんですけど、ちょっと安全重要度分類の指針が今ちょっとぱっと出てこないんですけど、あれ。
2:02:11	関連系って、
2:02:13	安全機能を持ってるっていう位置付けなんでしたっけ、ちょっと確認なんですけどこれは、
2:02:20	それ持ってるって理解でいいんですしたっけ。
2:02:28	はい。関西電力牛島でございます。直接関連系間接関連系とありますが、機能としては有しているということでございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:02:37	規制庁西内です。了解しましたっていうことはさっき鈴木が言った通りですけど、まず許可段階で、関西電力として、安全機能、
2:02:47	の重要度分類をつけてますと、こういう考えでやりますって話をしていると 思うんですよね。
2:02:52	そこら辺で確か、
2:02:54	ちょっと該当部分今ぱっと出てこないんですけど、機能、重要度分類指 針を参考に、以下の通り設定するとか多分そういうような書き方をし たと思うので、
2:03:02	それがあって、その通りやっているという湯川をその考え方を基づい て、関西電力として、安全機能を分離していると、関西電力としては、菅 地域についても位置付けているっていう1、
2:03:15	理解なのかそこら辺が綺麗にちゃんと整理を、整理というか
2:03:20	生前理路整然に、説明をいただければいいのかなという気はしました。
2:03:28	はい。関西電力嶋でございます。この十四条の適用につきまして、その 点、関西電力としてきちんと答えられるように、準備をいたします。以上で す。
2:03:45	製造の今野です。ではそこもちょっと整理をした上で、次回の資料に、で 示していただければと思います。
2:03:53	すいません私から確認をしたい事項は、
2:03:58	ひとまず以上になります。
2:04:02	すいません、もう1個忘れてましたすいません忘れてました。ありがとう ござい。
2:04:06	もう最後ですね。
2:04:10	すいません、えっとですね、あとすいません、火災感知器の耐震性の関 係ですけど、
2:04:16	11条の中で、火災感知器はSs機能維持のよ。
2:04:20	2を要求されていてそれを
2:04:24	達成しなければ達成してるものが、しっかり申請書の中で説明されてい なければいけないと思っています。その上で、
2:04:35	今
2:04:39	感知器の耐震性については、
2:04:43	代表的なパターンで、幾つか耐震性持ちますというところが、申請書で あったり補足説明資料であったりで、示されています。それについて承 知をしました。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:04:54	で、今回ちょっと気にしているのはですね、代表的なパターンとして示されるのは示していただいたんですけど、
2:05:02	今回ちょっと特殊なつけ方をしているところがいくつかあると思います。そういった場所で本当に耐震性が持つのかというところはちょっと懸念が残っているので、これは
2:05:12	補足にするのか、申請、添付資料にするのかってところはちょっとまだ検討中ですけども、示していただきたいと。
2:05:20	どういうところかというですね、例えばそのグレーチングにつけますって言うところがあると思うんですけど、こういったところはちょっと特殊な設置の仕方になるんじゃないかなと思って。
2:05:30	あとは、ダクトニーツ、排気ダクトにつけてるところもあると思います。それから金、Cvのところについては最終的な感知器の設置場所によって、
2:05:41	ポーラークレーンのところにつけなきゃいけないのであれば、幸楽苑のところ
2:05:46	ちょっと特殊なつけ方になるのではないかなと。
2:05:49	そういった意味で今考えてんのはこの3ヶ所ですけど、
2:05:53	今言ったような箇所ですっきり耐震性が持つっていうところは
2:05:58	当資料で示していただきたいと思っているというのが最後にすいません最後のポイント。
2:06:04	ます。
2:06:05	こちらについてはいかがでしょうか。
2:06:15	はい。関西電力吉田でございます。今おっしゃったグレーチング面であるとか、ダクトとかそういう特別な設置名、
2:06:24	について耐震性、
2:06:27	明確に示せるように、
2:06:30	資料を作成いたします。
2:06:34	ちょっと申請書本文というか、
2:06:39	申請書に入れるのか補足に入れるのか、ちょっと持ち帰り検討させていただきます。
2:06:46	はい。規制庁の今野です。すいませんよろしくお願いします。ちょっとお待ちください。
2:06:57	はい。すいません規制庁のようなですね、私が今回確認したかった事項については以上です。Webの方から参加される方におかれては、確認したいことがあればお願いします。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:07:17	はい。規制庁の岩野です。
2:07:19	まず斎藤室長から何かあればお願いします。
2:07:25	齋藤です。今日の議論で、また関連側できちっと検討していただくということなので結果をですね再度確認させていただきたいと思います。
2:07:39	その他ですね感知聞いの検定品でないものですね扱いについて、ちょっと書類上でですね後程また別途ご指摘させていただく可能性、ちょっと足りないものをですねちょっとお願いする可能性がありますのでご承知おきください。以上です。
2:08:00	はい。規制庁の岩間です。ありがとうございます。山下さん、何かありますでしょうか。
2:08:10	はいヤマシタです私からは特にありません。
2:08:14	はい。規制庁の岩間です。ありがとうございます。じゃあすみません畠山さん何かありますでしょうか。
2:08:22	崎山です。特段ありません。
2:08:25	はい、ありがとうございますナカノさん何かありますか。
2:08:29	はい。規制庁仲野です。自分の方からも特段ありません。
2:08:34	はい。規制庁の岩根です。大塚さん何かありますか。
2:08:37	はい。規制庁大塚です。私の方からも特にありません。
2:08:41	はい。規制庁の今野です。ありがとうございます。原子力時、関西電力原子力事業本部いかがでしょうか。
2:08:52	関西電力の山口です。特にございません。はい。ありがとうございます。関西電力大飯発電所いかがでしょうか。
2:09:00	はい。関西電力発電所です特にございません。
2:09:04	はい、ありがとうございます。関西電力霞が関分室いかがでしょうか。
2:09:10	はい。関西電力は隅田式分室です。特にございません。
2:09:14	はい、ありがとうございます。それでは、確認の内容については以上で終わりにしたいと思います。最後、スケジュールの関係ですけども、
2:09:23	本日の内容についてすみません資料の提出めどとかがあれば、お願いします。
2:09:53	すみません、ちょっと薄あ。
2:09:56	はい。関西電力嶋でございます。ちょっと資料の提出目標についてはですね、解析に関するところの一部見直しであるとかそういったことも含めて再考を要するところもございますので、
2:10:10	ちょっと目標については東京支社を通じてまたご連絡させていただくことでもよろしいでしょうか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:10:16	はい、規制庁の伊ワノ承知しました。
2:10:19	すいませんちょっと前後してもらってしまって申し訳ないんですけど、もしホワイトボードとかってというのが準備できていたら、画面共有していただきたいと思いますすいませんちょっとヒアリングの最初に言って、
2:10:31	おいた方がよかったんですけどすみません、ちょっと失念しておりました。
2:10:38	規制庁の山名です。特段準備できていなければまたちょっと後程資料として提出していただいて、ちょっと公開の資料として、効果提出していただければと思います。
2:10:55	関西電力、熊倉です。ファイト報道を撮影しておりますので、ちょっと現状案なんですけれども、こちらで確認いただくことはできると思いますので画面共有させていただいてもよろしいでしょうか。
2:11:07	規制庁の今野です。お願いします。
2:11:10	はい。
2:11:10	関西電力クマクラでしょその下少々お待ちください。
2:11:29	はい。関西電力熊倉です。
2:11:31	本日、ホワイトボードを作成しておりますして1枚目2枚目と、後、用意してございます。こちら読み上げさせていただいてもよろしいでしょうか。
2:11:43	規制庁の岩根です。お願いします。
2:11:47	はい。関西電力クマクラ承知しました。
2:11:50	まず1点目ですけれども、FDTSで想定している火災減についてその選定理由及び想定してる火災元を補足説明資料に記載すること、また、既工認で用いている燃焼率、これ211kWですけれども、
2:12:04	これを使用していない理由についても記載すること、2点目ですけれども、既工認における影響軽減対策としての火災の影響評価について、その結果を示した上で、
2:12:15	今回追加で行っている評価の結果とその位置付けを示すこと。
2:12:20	3点目ですけれども、2種類の解析今回お示した2種類の解析の位置付けをそれぞれ明記して、熱的影響の観点と完成度の観点に分けた上で、結論の記載も、修正すること。
2:12:33	4点目ですけれども、可燃物の考え方について火災を審査基準の前書きを踏まえて、資料に記載すること。
2:12:41	5点目ですけれども、資料の2の10ページ、こちらのコンクリートの熱影響の記載について、用いる値がわかりにくいということがありますので、それがわかるように記載を修正すること。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:12:55	次ですけれども、火災を受けたコンクリートの強度について、時間の観点についても説明すること。
2:13:02	その次ですけれども、火災が発生した場合の対応について保安規定に定めているものを、
2:13:09	補足説明資料に記載すること。
2:13:12	その次が、消火後の対応について保安規定に定めているものがあれば説明すること。
2:13:18	以上が1枚目になります。
2:13:21	続いて2枚目の方も読み上げさせていただきます。
2:13:26	2枚目、1点目ですけれども、比較表の案1と案2で期待する感知器について明記して、比較検討結果について見直すこと。
2:13:38	2点目ですけれども、煙の現象論を踏まえた上で、有効な煙感知器の場所をそれぞれの火災規模に分けて説明すること。
2:13:47	3点目ですけれども、火災規模に対する感知器の感知性能の観点と、機器への影響の観点を切り分けて工夫すること。
2:13:57	4点目ですけれども、設置及び保守点検の成立性については、その可否について記載した上で懸念事項については別に整理し、総合的に評価すること。
2:14:08	5点目ですけれども保守点検の成立性について、偶発的な故障への対策も踏まえて記載すること。
2:14:17	6点目、原子炉格納容器上部、失礼しました原子炉格納容器ループ室上部に設置する感知器の考え方を明記すること。
2:14:30	次、
2:14:31	7点目基本設計方針案を資料として示すこと、また保安水準を適用する設計の記載については、これまでの実績を参考に記載を見直すこと。
2:14:43	その次ですけれども技術基準規則第10条安全設備の適用について、欠損整理を確認すること。
2:14:52	最後ですけれども、特別な設置をしている場所具体的にはグレーチング、ダクト内、ポーラークレーン付近、
2:14:59	ですけれども、その位置に設置する場合の耐震性について資料に反映すること。
2:15:06	以上が本日いただいたコメントというふうに認識してございます。
2:15:13	ご確認の方をよろしく申し上げます。
2:15:21	関西電力小森ですけど、1枚目ちょっともう1回映してもらえますか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:15:28	1 個目のやつは、111kWを使用しない理由について記載というよりも、
2:15:36	211 キロっていうものについても評価した上で、さらに補加来云々の保守性を積んでこう設定しましたと。
2:15:49	いうふうな内容について説明するイメージでいます。ですのでちょっとこの書き方だと、ちょっと誤解を招くかもしれませんのでちょっとそこは適切に修文したいと思います。以上です。
2:16:06	関西電力熊倉です。ご指摘ありがとうございます。修文について、承知いたしました。
2:16:13	規制庁西内ですけど、今多分基本コモリさんおっしゃっていただいた通りなんですけど、そういう意味でいうと多分 2 ポツ目の矢羽根と多分関連するんですよね。211kWの評価ってまさに新基準の時工認における影響評価で使ってる値だと思うので、
2:16:27	何か 1 本すべて 2 ポツ目は関連性が深いので関連で対応いただければいいのかなと思います。
2:16:37	関西電力熊倉です。1 ポツ目等 2 ポツ目について、関連があるということで関連して、今回修正するという事で承知しました。
2:16:54	はい。規制庁の今野です。他に皆さんからコメントがあればお願いします。なければ、
2:17:01	どうぞ。
2:17:03	規制庁西内ですけど。
2:17:05	1 番目の下から三つ目の矢羽根の、
2:17:09	コンクリートの強度について、時間の観点についても説明することってこれ何なんでしたっけ。
2:17:16	時間の観点で説明し、あれですよ強さ評価するときに、時間の観点っているいるんでしたっけいらなかったっけみたいなそういう話だったと思っていて、これ何か、時間の観点についても説明することってということだけ書かれると、
2:17:29	何かあたかも時間の観点を踏まえて説明性っていうような何かやりとり聞こえるんですけど、そうではなかったと記憶してるんですけど。
2:17:40	このCVの健全性に関して熱的影響をにおいては、時間の概念についても整理してくださいと。
2:17:48	いうお話だったと思いますので、
2:17:52	そういう書きぶりにしてください。
2:17:55	関西の棚橋です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:17:57	すいません規制庁西内です。だからここはあくまで、健全性の方の話としてあって、高強度っていうふうには書いてると、あれですよ時間のファクター関係ないんじゃないのっていうのは、あくまで感知の話の時についていう話をしてたんでしたっけ。
2:18:13	影響評価の健全性のところで時間の話っていうのは、時間の話も考慮するような、
2:18:20	何かしらの制限を設けるのかそうじゃないのか、その辺をちゃんと楠田の説明してくださいと、最後何で判断するのかっていうところをしっかりと書いてくださいとそういう意味です。
2:18:40	規制庁西内ですけど続けて大丈夫ですかね。
2:18:45	あと、次の最後の二つですけど、
2:18:53	何かあれなんですよ。
2:18:55	ちょっとイメージがうまく伝わってなかったのかもしれないですけど、
2:19:00	火災が発生した際の対応とだけ書かれると、多分保安規定の添付 2 がすべて出てくるだけな気がするんですけど。
2:19:10	下の二つのヤマネってこれ、今どうとらえているかもう少し具体的に話せますか。
2:19:16	ちょっとイメージが合ってるかだけちょっと最後確認したいんですけどここは、
2:19:22	関西電力嶋でございます。本日、お問い合わせを受けたところの認識としましては、火災が発生しましたコンクリートが何がしかの熱的影響を受けたと考えた場合に、
2:19:35	それ以降の修復とかそういったことも含めて勘案したときに、保安規定に何がしかの記載はあるのか否か、そういったことを、示してくださいと。
2:19:45	ということでご質問を受けたと、理解しております。
2:19:51	当然規制庁のようにそうすると、STAR-カワセから二つ目のポツは消えるようなイメージですか。
2:19:59	都丸。
2:20:08	監査委員の熊倉です。藤。
2:20:11	ちょっと
2:20:13	ファイトボードを取りながらというので、最終的には下の方のヤマネ症候群対応について保安規定に定めているものがあれば、説明すること、これの一つにまとまると思いますので、この下から二つ目の矢羽根については、削除、下のものとまとめた記載と、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:20:30	させていただきたいと思います。
2:20:43	関西電力棚橋です。私の認識では、下から二つ目の方を残して、
2:20:50	その中に、消火後の対応も含めたらいいと、そういう認識でございます。
2:20:57	規制庁西内ですイメージは多分それでよくてあとだから、何か根本的に抜けてるなって思うのはどういう観点でっていうと多分それだけだと思っ ていて、それはさっき
2:21:11	それについては先ほど牛島さんがおっしゃっていた、まさに健全CV健全 全性的な観点も含めて、どう対応するのかっていうそういうところの観点 で説明してくださいっていうことだと、理解をしていますので、
2:21:23	その旨で対応いただければと思いますその観点だけちゃんと共通理解 が取れてれば大丈夫だと思います。
2:21:33	すいません規制庁のようです。今の点は保安規定だけ上げてもらってる んですけど、まず保安規定の下部規定みたいなものに書かれてるんで あればそういうところも、この規定に限らずちょっと説明していただけれ ばと思います。
2:21:52	はい関西電力竹田でございます。今のコメントを送致しました保安規定 をはじめ事業者側の対応として整理して説明させていただきます。
2:22:03	以上です。
2:22:06	はい。規制庁の岩間です。ありがとうございます。じゃあ、特段1ページ 目なければ、2ページ目に移っていただいてもよろしいでしょうか。
2:22:51	規制庁西内です。多分包含されてるかなと思いますけど、多分、
2:22:59	上から、
2:23:01	二つ目とか三つ目の矢羽根ら辺に関係する話ですけど、そもそもの火 災規模を整理するよっていう話もちろん含んでいるっていう理解でよ かったですかね。
2:23:12	この現象論的な話の整理の中には、その火災規模の整理っていうところ も今日話やりとりして多分共通認識をある程度とれたのかなと思うん ですそこも含んでるって理解でいいですよ。
2:23:23	関西電力はPRAですとご認識の通りでこちらも火災規模に分けて、
2:23:30	今日共通認識となった火災規模ごとに、
2:23:33	ご説明させていただきたいというふうに思っていますので、その点は共通 の認識だと思っております。
2:23:40	はい。規制庁西内ですよろしく申し上げます。あとこれはすいません表 現ぶりですけど、下から三つ目。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:23:48	基本設計方針案を資料として示すことについて。
2:23:51	表現ですけど、別に案を示せと言ってるわけではなくて、単純にそろそろ全体方針が見えてくるはずでしょうと。であればそろそろちょっと基本設計方針ちゃんと説明を始めてくださいねというだけの設置趣旨ですので、
2:24:05	そこだけちゃんにご理解をいただければもちろんご理解いただいている話だと思いますけど、ちょっと文字づらだけ見ると何かうちがそう締め示すように指摘指示を出したようになっているのでそこだけしっかり訂正だけしておきたいと思います。
2:24:20	私からは以上です。
2:24:24	関西電力赤田です。今の点についても承知いたしました。ホワイトボード上のご指摘としては保安水準を適用する設計の記載。
2:24:35	のお話だと思っておりますのでこちらについても記載を適正化させていただきたいと思います。
2:24:51	はい。じゃあすいません規制庁のようです。ホワイトボードありがとうございました。ではこれでホワイトボードの確認を終わりたいと思います。最後じゃセキさんからお願いしてもいいですよ。
2:25:01	はい今日はありがとうございました。
2:25:03	一応ちょっと、
2:25:05	雑駁内で考えてる予定だけ言うと、
2:25:08	審査会合、一応7月の4日の週の火曜日ぐらいに、
2:25:16	仮置で今置けるかどうかという話をしています。
2:25:20	のでちょっとまず、
2:25:22	ご承知おきください。まだそこちょっと一つの目標にしましょう。
2:25:28	その上で、ちょっと今日いろいろ天候に申し上げましたけど、まず審査会合でやらなきゃいけないのは、やっぱりトップ能勢トップと格納容器の、
2:25:40	火災感知がちゃんとできるよねっていうところを、
2:25:47	がきちんといえるかどうかという、そこがお互い共通認識できるかどうかというのは審査会合でやらなきゃいけないことなので、まずは、今日ちょっと基本設計方針まで含めて申し上げますけれども、
2:26:00	ちょっとその時間軸も含めて、
2:26:03	優先順位は審査会合をし、
2:26:08	この時期にして、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:26:09	そのところがお互い共通認識になって合意できるか、そのあと事務的な作業に移れるのかというのをまず一つの目標にしてください。
2:26:20	そういう意味では、先ほど、
2:26:24	主にはこの資料のところの修正をしっかりといただきたいと思っ て、
2:26:30	また、ちょっと前回の審査会合の復習だけちょっと軽く一、二分でし ますけれどもまず一つは、
2:26:36	関西電力自身は漏れなく、
2:26:40	確実に検知する場所に設置するっていうのは基本的方針ですから、
2:26:46	やっぱり、そこはどこなのかっていうのは共通理解にならないといけ ない。そういう意味では、
2:26:55	先ほどの指摘の通り今大中小しっかり押さえていただいて、物理元中 身はスズキの言った通りの物理現象だと思いますけれども、その中で 整理をしてまず、
2:27:05	現地できる場所はどこなんだ。それにすることによって、まず基準を満 たすんだよね、場所どこなんだってのははっきり共通理解をしたいと思 っております。
2:27:15	それから、その上で設備の成立性保守点検の政治性っていうのはそれ ぞれあると思いますのでそのところは私、先ほど申し上げた通り、
2:27:26	審査会合の上では、成立するしないをはっきり事業者として、
2:27:32	心、
2:27:33	示していただいて、少なくともその中身の議論がちゃんとできるよ うに、
2:27:38	というところ目標にしてください。そののできるできないのところがちゃ んと審査会合で実のある議論ができるようにしていただくと。
2:27:48	ふらふらしないようにっていうところはぜひお願いしたいと思う。
2:27:53	で、
2:27:54	多分ここでできるできないというところが整理すればまず。
2:28:00	整理できれば、それが鉄塔関西電力がやるべき精一杯のことをやった んだらうなというふうに私は個人的に思いますので、そこをしっかりと共 通理解になるようにしていただきたいというふうに考えております。
2:28:15	その上でそう付けた時に格納容器、
2:28:21	火災が起きた時の格納容器が、当初目的である放射性物質を放出させ るされないというところを、
2:28:31	が整理するのかっていうところは

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:28:34	三野さんの影響評価という位置付けのところで、どう整理するのかというのを、事業者の方でしっかり整理してやっていただきたい。多分こういう順番とこういうすと、
2:28:45	ことが私たちとしては確認したいということだと思いますのでそこはちょっと共通認識になればいいなと思ってちょっと、あえて最後お話の方させていただきました。
2:28:55	という形でお願いしたいと思いますので引き続きよろしくお願ひいたします。書類の提出時期等については今の意見、お話を踏まえてこのところをいつまでについていうところでお話をいただければと思ひ、お知らせいただければと思ひます。
2:29:10	ちなみに多分 21 日の週には、
2:29:15	私の手は飛び越えて説明に行かないといけないと思ひますし、前回の経緯からいっても、ここは皆さん、私がチーム長含めてですね、一番気
2:29:29	しっかり。
2:29:31	菅。
2:29:32	事業者の考えを説明した上で、議論っていうところも説明しないといけないと思ひますので、ちょっとそこではまるのかどうかも含めてですね。
2:29:40	持ち時間必要なのかということも含めてちょっと 1 回持ち帰っていただいてご検討いただひて、お返事ください。よろしくお願ひします私からは以上になります。
2:29:55	関西電力棚橋でございます。
2:29:57	東京はちょっと長時間にわたりありがとうございました。
2:30:01	審査会合 7 月 4 日に仮置していただひているということで、我々としましても、今おっしゃっていただひた CV 内の火災感知が、お互いに合意できるところ、
2:30:14	この辺をしっかりとご説明したいと思ひますし、
2:30:19	モリモトの CV の、放射性物質の拡散防止っていうか漏えい防止ですね、この辺も結局、踏まえた上で、
2:30:29	ご説明できるようしたいと思ひます。
2:30:31	で、今おっしゃっていただひたように、27 日の週ぐらいには庁内のご説明もあるということでございますので、それまでにできるだけできるようにしていただひたいと思ひますが、
2:30:45	ちょっとその辺は持ち帰り、また返答させていただきます。
2:30:49	以上でございます。
2:30:51	はい。規制庁の関ですよろしくお願ひします。一つの目標なのではい。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:30:56	確実な議論をしないといけないっていうのもありますので、そこを含めてご検討ください。もうこれ以上はご返答求めません。以上です。
2:31:06	はい。規制庁の岩間ですありがとうございました。それでは本日のヒアリングを終わりたいと思います。ありがとうございました。
2:31:12	はいありがとうございました

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。